

○葉山町下水道ウォーターPPP（処理場等施設コンセッション）事業 実施方針（案）等に対する意見及び回答

実施方針（案）

No.	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
1	2	第1	1	(4)			基本運営方針	「町職員の技術継承と運営権者のノウハウや創意工夫、また、デジタル・トランスフォーメーション等の最先端技術を共有し、協働による事業運営に努めること。」とありますが、「町職員の技術継承」は具体的にどのような継承を想定しているかご教示頂けますでしょうか。	町職員が培ってきた技術を運営権者と共有し、また運営権者の技術を町職員と共有して技術を継承し、協働による事業運営に努めることを想定しています。
2	3	第1	1	(7)	①	ア	地域貢献	第1.1 (7) 事業の範囲において、義務事業の範囲に地域貢献とありますが、第1.1 (4) の基本運営方針に記載されている地域資源の活用や人材の雇用、地域住民等との協働による地域貢献等を意味している場合、附帯事業や任意事業でも必要と考えるため、地域貢献（附帯事業、任意事業を含む）と記載されたらいかがでしょうか。	ご意見として承ります。
3	3	第1	1	(7)	①	イ	維持管理に関する業務	その他維持管理に※がついておりますが、※に対応する注意事項が記載ありません。なにか特筆すべき注意事項がありましたらご教示いただけますでしょうか。	ウに記載の「※ストックマネジメント計画策定支援業務の範囲は別紙2参照」と同じです。
4	3	第1	1	(7)	②		附帯事業	附帯事業も義務事業と同様に交付金を申請して行う補助事業と考えてよろしいでしょうか。	基本的には補助事業を想定しますが、限定はしません。
5	3	第1	1	(7)	②		附帯事業	附帯事業については交付金もしくは補助金を充当して実施されることが想定されます。交付対象事業となるかは応募提案時点では不確定であるため、条件付き提案にならざるを得ないと考えます。従いまして、附帯事業については評価項目から除外して頂くか、評価点を過大にしないなどご検討をお願いします。	ご意見として承ります。No.6の回答もご参照ください。
6	3	第1	1	(7)	②		附帯事業	提案は必須ではないとありますが、提案審査書類において附帯事業の提案を行った場合でも、当該提案は審査の対象外と考えてよろしいでしょうか。	附帯事業の提案は審査の対象とする方針です。詳細は、募集要項等の公表時に提示します。
7	3	第1	1	(7)	②		附帯事業	附帯事業について「提案は必須ではなく」とありますが、提案された附帯事業は評価対象になるという理解でよろしいでしょうか。	No.6の回答をご参照ください。
8	3	第1	1	(7)	②		附帯事業	「応募者は、附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではなく既存の処理工程や義務事業の業務範囲を踏襲しても構わない。」と記載がございますが、提案された附帯事業は事業者選定の評価対象になると考えてよろしいでしょうか。	No.6の回答をご参照ください。
9	3	第1	1	(7)	②		附帯事業	「要求水準書に運営権者の実施義務を定めることとする。」とありますが、運営開始以降、既存に無い新たな処理工程を追加する場合は、当初締結した実施契約から運営権対象施設が要求水準書に追加されるとの理解でよろしいでしょうか。	運営権対象施設が追加されるだけでなく、事業内容や実施にあたっての要求事項を追加することになります。
10	3	第1	1	(7)	②		附帯事業	貴町の協力を得られないと実現しない条件を含めた提案は認めて頂き、仮に条件が整備できない場合は、実施義務を負わないことも記載いただけないでしょうか。	実施義務を負うことを想定していますが、ご意見として承ります。
11	3	第1	1	(7)	③		任意事業	任意事業については、独立採算の性質上、貴町の承諾や関係者との協議によっては実施できないことが想定されます。また、採算が悪い際は早期に事業終了することも考えられます。従いまして、任意事業については評価項目から除外して頂くか、評価点を過大にしないなどのご検討をお願いします。	任意事業の提案は審査の対象とする方針です。詳細は、募集要項等の公表時に提示します。
12	3	第1	1	(7)	③		任意事業	提案は必須ではないとありますが、提案審査書類において任意事業の提案を行った場合でも、当該提案は審査の対象外と考えてよろしいでしょうか。	No.11の回答をご参照ください。
13	3	第1	1	(7)	③		任意事業	任意事業について「提案は必須ではなく」とありますが、提案された任意事業は評価対象になるという理解でよろしいでしょうか。	No.11の回答をご参照ください。
14	3	第1	1	(7)	③		任意事業	「任意事業の提案は必須ではなく、事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては事前に町の承諾を必要とする。」と記載がございますが、提案された任意事業は評価対象になると考えてよろしいでしょうか。	No.11の回答をご参照ください。
15	3	第1	1	(7)	③		任意事業	前回の質問回答から、優先交渉権者選定時の任意事業に係る提案は評価対象とされています。事業期間中の任意事業提案も同様に、運営権者にインセンティブが与えられるような条件を盛り込むことで、運営権者の創意工夫が得られると考えます。（次回契約更改時の評価対象として加算する等）	前段の「前回の質問回答」とは、管路施設管理・更新一体マネジメント事業での実施方針（案）等に対する意見及び回答と理解します。後段はご意見として承ります。

No.	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
16	3	第1	1	(7)	③		任意事業における他分野連携	貴町が想定している他分野連携の対象事業の種別や現在の事業実施状況について、可能な範囲でご提示いただくことを希望します。	多分野連携として、町のインフラ（道路、公園等）に関する事業が想定されますが、提案に委ねる方針です。
17	3	第1	1	(7)	③		任意事業	「本事業又は町の用地及び施設を活用する場合は、有償貸付による事業であることを留意し」と記載がございますが、貸付単価をご教示頂けますでしょうか。	下記の条例等を踏まえて、設定します。 ・葉山町行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例 ・葉山町行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例施行規則
18	3	第1	1	(7)	③		任意事業	本事業又は町の用地及び施設を活用する場合は、有償貸付との記載がある。有償貸付による対価が明示されない限りは、応募者の提案事業の収益性も明示できないと考える。有償貸付による対価は明示されるのでしょうか。	No. 17の回答をご参照ください。
19	3	第1	1	(7)	③		任意事業	有償貸付による対価が明示される場合、その時期はいつ頃でしょうか。	No. 17の回答をご参照ください。
20	3	第1	1	(7)	③		任意事業	町の用地及び施設を活用する場合において、非営利事業、公益事業、地域貢献事業等を実施する場合には無償貸付としていただけませんかでしょうか。	ご意見として承ります。
21	3	第1	1	(7)	③		任意事業	本事業の用地が明確化された資料は開示されるのでしょうか。	本事業の用地は、実施方針（案）p20、要求水準書（案）p5-6、p39をご参照ください。敷地境界は、貸与資料を開示しますので、貸与申込の上ご確認ください。
22	3	第1	1	(7)	③		任意事業	本事業の用地が明確化された資料が開示される場合、その時期はいつ頃でしょうか。	No. 21の回答をご参照ください。
23	3	第1	1	(7)	③		任意事業	多分野連携に関して提案した内容が、貴町の当該担当部門から本事業とは別に募集公告等が実施され、本事業のSPCが参加できない条件や当該SPCが提案した内容が履行できない状況であった場合は、実施義務は負わないものを条件追加して頂きたくお願いいたします。	ご意見として承ります。
24	4	第1	1	(8)	③		運営権の存続期間	「運営権の存続期間は、運営権設定日から20年後を経過する日が属する事業年度末までとする」とありますが、第1. 1(8)②の規定により本事業期間が延長された場合は、運営権の存続期間もあわせて延長されるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	5	第1	1	(8)	④	イ	運営権設定対象施設の引き渡し	「それ以降の町が指定する日」とありますが、貴町が指定する日の期限の明記をお願いいたします。	基本的には本事業終了日に引き渡すことを想定していますが、手続きが遅れる場合や遅れることが予想される場合に期限を設定することを想定しています。
26	5	第1	1	(8)	④	ウ	本事業に係る運営権者が所有する資産等	「町は、運営権者が所有する任意事業等に係る資産のうち、必要と認められた場合、残存価値を勘案し買い取ることができる。」とありますが、貴町の一存で進められるものではなく、あくまでも運営権者との協議・合意をもって進められる認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	5	第1	1	(8)	④	ウ	本事業に係る運営権者が所有する資産等	残存価値の算定方法について明示いただけませんか。	簿価を想定していますが、運営権者と町との協議で決定します。
28	5	第1	1	(8)	④	ウ	本事業に係る運営権者が所有する資産等	「町が指定する者」が買い取る場合も、貴町と運営権者の協議をもって決定するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	5	第1	1	(8)	④	ウ	本事業に係る運営権者が所有する資産等	「町は、運営権者が所有する任意事業等に係る資産のうち、必要と認められた場合、残存価値を勘案し買い取ることができる。」とありますが、「必要かつ運営権者と合意に達した場合」としていただけないでしょうか。	内容はご理解のとおりです。ご意見として承ります。
30	5	第1	1	(8)	④	ウ	本事業に係る運営権者が所有する資産等	資産の範囲については、システム等の事業運営に必要なものを対象としていますか。	事業運営に必要な資産は基本的に町の資産と想定しています。運営権者が本事業の実施のために所有する資産は対象です。
31	5	第1	1	(8)	④	エ	業務の引継ぎ	「運営権者は事業情報の提供など町に協力する」とありますが、「事業情報の提供」以外に協力する内容をお示ください。	次期事業の検討及び準備等では、事業情報の提供以外には特に想定していません。
32	5	第1	1	(8)	④	エ	業務の引継ぎ	業務の引継ぎについて、具体的な方法や内容については貴町が示すものという理解でよろしいでしょうか。	運営権者と協議の上、決定することを想定しています。
33	5	第1	1	(9)	①	イ	維持管理に関する業務	貴町が費用の一部を負担する場合のサービス対価の考え方については、費目や単位について実施方針公表前に素案を示していただけませんか。	ご意見として承ります。
34	5	第1	1	(9)	①	イ	維持管理に関する業務	維持管理に関する費用の一部を負担することについて、期間と金額の詳細は、運営前の実施契約書にて定めるとのことでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	5	第1	1	(9)	①	イ	維持管理に関する業務	「事業開始初期に利用料金で不足する場合、町は維持管理に関する費用の一部を負担する」の記載がありますが、事業初期に利用料金で不足する場合とは、町民からの下水道使用料の支払遅れに伴う債権回収時期の遅れという意味でしょうか。別のご想定があるようでしたらご教示をお願いいたします。	使用料及び利用料金で維持管理費を賅えない場合を想定しています。

No.	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
36	5	第1	1	(9)	①	イ	維持管理に関する業務	「町は、負担額の支払いにあたり、サービス対価として運営権者へ支払うものとし、」と記載がありますが、当該負担額とはその前段落に記載の「事業開始初期に利用料金で不足する場合、町は維持管理に関する費用の一部を負担する」にある貴町の負担金のことを指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	5	第1	1	(9)	①	イ	維持管理に関する業務	「サービス対価として運営権者へ支払うもの」と記載がございますが、サービス対価の支払い条件（支払いの分割方法や支払い時期等）をご教示頂けますでしょうか。運営権者の資金繰りを考慮すると、利用料金の支払いと同じ時期、方法による支払いを希望します。	前段、詳細は募集要項等の公表時に提示します。後段、ご意見として承ります。
38	5	第1	1	(9)	①	ウ	改築に関する業務	「運営権者は、改築に関する設計・工事費用以外の企画・調整等の費用を負担する。」とあります。当該費用は、表1.2利用料金の構成のうち、経営の一般管理費に該当するという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	5	第1	1	(9)	①	ウ	企画・調整等の費用	「ウ 改築に関する業務」において、借入金、国補助金及び内部留保金を充当する費用については、利用料金の構成には含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	5	第1	1	(9)	①	ウ	企画・調整等の費用	企画・調整等の費用は利用料金の構成に含まれるとの理解でよいでしょうか。企画・調整等の費用は、表1.2には含まれていませんが、どのような規模感のものかご教示いただけますでしょうか。	前段、ご理解のとおりです。後段、運営権者の提案によります。No.38の回答も参照ください。
41	5	第1	1	(9)	①	ウ	改築費用の支払い	改築に関する業務の対価についての支払い方法は、定期の利用料金とは別に、完工後一括払いされるとの理解でよろしいでしょうか。	補助交付金、企業債等の入金に合わせて支払うことを想定しています。
42	6	第1	1	(10)			運営権対価	運営権対価を0円と固定されていますが、差し支えない範囲で0円固定とした理由をご教示頂けますでしょうか。	利用料金を抑制すること、運営権対価を使う支出が想定されないことなどを勘案しました。
43	6	第1	1	(11)	①		使用料及び利用料金の定義	「下水道の使用料は、町に対する使用料と運営権者に対する利用料金を支払うものとする」とありますが、この使用料と利用料金は「令和6年度葉山町下水道会計予算」5頁に記載のある収入のうち営業収益（下水道使用料、その他営業収益）を指すものと考えてよろしいでしょうか。	下水道使用料を指します。
44	6	第1	1	(11)	①		使用料及び利用料金の定義	「運営権者が収受する利用料金が当該事業の実施に必要な経費及び次の⑥に示す構成に基づき不足する場合は、町から運営権者に不足分をサービス対価として支払う。」とありますが、不足分を補填頂けるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、補填額に上限はありますか。	利用料金が利用料金設定割合を100%としても当該事業の実施に必要な経費に対し不足する場合であり、赤字を補填する意味ではありません。下水道事業の収入を超えるような金額は想定していません。
45	6	第1	1	(11)	②		使用料等の改定	町が使用料等の改定の必要性を「計画的に検討し」とありますが、計画的とは、長期ではなく例えば3年に1回程度という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	6	第1	1	(11)	②		使用料等の改定	「料金改定の必要性を計画的に検討する」とありますが、定期的に●年ごとに実施する旨及び基準とする指標が一定割合を設けて頂くことでよろしいでしょうか。「必要に応じて」ですと、基準が不明瞭であり、予測可能性がなく、事業者としては採算についてのリスクが大きいのではないかと危惧しております。⑦のアとイにも「事業者が随時提案できる」旨がありますが、提案がどのような場合に受け入れて頂けるのか、客観的かつ具体的に基準を定めて頂きたく存じます。	ご意見として承ります。
47	6	第1	1	(11)	②		使用料等の改定	「運営権者は、随時、料金改定に関して町に提案できる」とありますが、貴町が料金改定の提案を受けた場合、提案の受理から最終判断に至るまでの協議プロセスについて、明確にご提示いただけるよう要望します（最終判断までに提案内容に対する異議を申し立てる機会も適切に設けていただきたい主旨です）。	ご意見として承ります。
48	6	第1	1	(11)	②		使用料等の改定	使用料等の改定は、運営権者からの提案があった場合のみでしょうか。	No.45の回答をご参照ください。
49	6	第1	1	(11)	②		使用料等の改定	当該時点とは協議時点との解釈で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	6	第1	1	(11)	②		使用料等の改定	当該時点が協議時点である場合、運営権者が提案をしてから協議するまではある程度の時間が経過すると考えられます。その間に経済動向は変動するため、提案から協議までの期限は短い方が理想的であると考えます。その期限を想定されているのであれば、その期限はどれくらいでしょうか。	検討中です。
51	6	第1	1	(11)	②		使用料等の改定	事業計画とは、運営権者が作成する「運営事業計画」のことでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	6	第1	1	(11)	②		使用料等の改定	事業計画の達成度の評価結果は、数値化されて改定に反映されるのでしょうか。	検討中です。

No.	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
53	6	第1	1	(11)	③		利用料金の定義	町は業務分担に応じた額を使用料等として收受し、運営権者は、業務分担に応じた額をPF1法第2条第6項に規定する利用料金として收受するものとします。とありますが、町が担う業務はどのようなものでしょうか。	本事業の事業の範囲で設定した業務範囲以外の業務（下水道事業者としての事務、政策決定及び計画策定等）です。
54	6	第1	1	(11)	③		利用料金の定義	「一定期間保管」とありますが、保管の目的を確認させてください。また、実務上は徴収したら遅滞なく送金されるとの理解でよろしいでしょうか。	町が直接徴収していないため、徴収から送金まで一定の期間がかかることを想定しています。要求水準書（案）No.65の回答をご参照ください。
55	6	第1	1	(11)	③		利用料金の定義	「町は、徴収した利用料金を一定期間保管し、運営権者に送金する」とありますが、保管されてから送金されるまでの期限をご教示いただけますでしょうか。	No.54の回答をご参照ください。
56	6	第1	1	(11)	③		利用料金の定義	「町は、徴収した利用料金を一定期間保管し、運営権者に送金する」とありますが、一定期間の目安をご教示いただけますでしょうか。	No.54の回答をご参照ください。
57	6	第1	1	(11)	③		利用料金の定義	「町は、徴収した利用料金を一定期間保管し」とありますが、事業の資金繰りに影響しますので、利用料金の徴収から運営権者への送金に至るまでのフローや支払いスケジュール（支払いサイト）について具体的にご提示いただけませんかでしょうか。	No.54の回答をご参照ください。
58	6	第1	1	(11)	③		利用料金の定義	“一定期間”とはどの程度を想定されていますか。	No.54の回答をご参照ください。
59	6	第1	1	(11)	③		利用料金の定義	「実施契約とは別に町及び運営権者が締結する契約に基づき、町は、運営権者を代行して利用料金を町が受け取る使用料と併せて徴収する。町は、徴収した利用料金を一定期間保管し、運営権者に送金する。」と記載がありますが、一定期間とは具体的にどれくらいの期間を想定されているかご教示頂きたい。	No.54の回答をご参照ください。
60	6	第1	1	(11)	④		利用料金の設定	利用料金の貴町から運営権者への支払いプロセスをご教示ください。例えば、検針月の何カ月後に運営権者に着金されるのか、また、下水道使用料の回収状況が分かる資料（検針から下水道使用料の入金確認までに何カ月ほど係るかが分かる資料）をご開示頂けますと応募者が資金計画を立てる際により実態に即した債権回転期間を設定でき精緻な収支計画を立てることができそうです。	No.54の回答をご参照ください。
61	7	第1	1	(11)	④		利用料金の設定	詳細については、募集要項等の公表時に示すとありますが、町の予測した下水道使用料等及び利用料金設定割合が各期で提示されるとの解釈でよろしいでしょうか。	各期ではなく各年度での提示を想定しています。
62	7	第1	1	(11)	④		利用料金の設定	サービス対価の上限に係る詳細はいつごろ公表されますでしょうか。	詳細は募集要項等の公表時に提示します。
63	6	第1	1	(11)	④		利用料金の設定	利用料金設定割合に基づき收受する利用料金と、それに伴うサービス対価の関係性が複雑であるため、官民の責任分担や制度全体の整合性に関する考え方を、実施方針の公表前に素案を示して頂けませんかでしょうか。	ご意見として承ります。
64	7	第1	1	(11)	⑤		サービス対価の定義	どの時点における、どのような基準で「不足」と判断されるのか、その判断は単年度やそれ以下の期間を基準とするものかについてご教示ください。	特定事業の選定時に、各年度の利用料金を使用料の100%としても係る費用に不足する場合に設定することを想定しています。
65	7	第1	1	(11)	⑤		サービス対価の定義	サービス対価の定義は利用料金設定割合を100%とした場合の経費の不足金額とありますが、①では、「利用料金が⑥に示す構成に基づき不足する場合はサービス対価として支払う」とあり、サービス対価はあくまで利用料金が基準となっており、定義が統一されていないように見受けられます。使用料等がまず確定的な数字としてあり、事業者が「本事業に係る実施方針に関する条例」に基づき「利用料金割合」を提案することにより利用料金が定まり、表1.2の事業経費と利用料金の差分がサービス対価になるとの理解でよろしいでしょうか。	前段、サービス対価の定義は⑤に示すとおりです。後段、ご理解のとおりです。
66	7	第1	1	(11)	⑤		サービス対価の定義	利用料金設定割合の上限について要求水準書案第2.3利用料金の收受に関する事項には、公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例で規定するとありますが、利用料金設定割合の上限額を超えた場合、サービス対価を踏まえ拠出可能な上限額は別途提示されるのでしょうか。	No.44の回答をご参照ください。
67	7	第1	1	(11)	⑤		サービス対価の定義	「当該事業の実施に必要な経費」には、改築に関する設計・工事費用（企画調整費用は除く。）は含まれない理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	7	第1	1	(11)	⑤		サービス対価の定義	「当該事業の実施に必要な経費」には、表1.2の事業報酬は含まれる理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	7	第1	1	(11)	⑤		サービス対価の定義	要求水準書案第2.3利用料金の收受に関する事項には、公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例において利用料金設定割合の上限を規定するとありますが、価格評価審査の評価方法はどのようにお考えでしょうか。	No.71の回答をご参照ください。

No.	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
70	7	第1	1	(11)	⑤		サービス対価の定義	要求水準書案第2.3利用料金の収受に関する事項には、公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例において利用料金設定割合の上限を規定するとありますが、一方、利用料金が不足の場合は、サービス対価を支払うとありますが、価格評価審査の評価方法は、サービス対価を対象にしているとの理解でよろしいでしょうか。	No.71の回答をご参照ください。
71	7	第1	1	(11)	⑤		サービス対価の定義	初回の料金改定を除く、将来の料金改定が、未確定である状況から、提案審査書類において、民間事業者から提示する金額は、利用料金設定割合に準じた額やサービス対価を含む総額での提示で評価する考え方でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は、募集要項等の公表時に提示します。
72	7	第1	1	(11)	⑥		利用料金の構成内容	表1.2 利用料金の構成の中に事業報酬 経営に必要な支払利息、配当等とされているが、SPCの利益を含むと考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
73	7	第1	1	(11)	⑦	ア	運営権者の提案による利用料金設定割合及びサービス対価の改定	事業計画の達成度の評価結果は、数値化されて改定に反映されるのでしょうか。	検討中です。
74	7	第1	1	(11)	⑦	イ	事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合及びサービス対価の改定	需要変動による利用料金の著しい増減の「著しい」とは具体的な数字をお示しいただくことは可能でしょうか。	詳細は、募集要項等の公表時に提示します。
75	7	第1	1	(11)	⑦	イ	事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合及びサービス対価の改定	電力料金単価等の物価が著しく変動し、この「著しく」とは具体的な数字をお示しいただくことは可能でしょうか。	No.74の回答をご参照ください。
76	7	第1	1	(11)	⑦	イ	事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合及びサービス対価の改定	「事業変化の著しい変化とは以下に示すもの」と記載されたうえで、「詳細については、実施契約書（案）に示す」とのことですが、実施契約書（案）では以下に示されている事由の具体的な判断基準が示されるとの理解でよろしいでしょうか。	No.74の回答をご参照ください。
77	7	第1	1	(11)	⑦	イ	事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合及びサービス対価の改定	利用料金や物価の「著しい」に具体性が提示されず、町と運営権者のそれぞれに認識の違いが生じた場合、それでも運営権者が利用料金設定割合及びサービス対価の改定を望むといった場合、アの「運営権者による提案」に則することは可能でしょうか。	可能です。
78	7	第1	1	(11)	⑦	イ	事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合及びサービス対価の改定	「事業環境が著しく変化し、運営権者の経営に影響を及ぼす場合、必要に応じて利用料金設定割合及びサービス対価の改定を行う」とありますが、利用料金やサービス対価の改定の手続きについて、事業の安定運営を確保する観点より、改定算定式を実施方針の公表前に素案を示して頂き、民間事業者の意見を踏まえて、実施契約において明記頂くことを要望します。	ご意見として承ります。
79	7	第1	1	(11)	⑦	ウ	その他町が必要と認める場合	「上記アからイまでのほか、社会経済情勢等の事業環境の変化に応じて下水道事業全体の公益上、改定の必要性が発生した場合、町は、利用料金設定割合及びサービス対価の改定について運営権者に協議を申し入れることができる。」とありますが、「社会経済情勢等の事業環境の変化に応じて下水道事業全体の公益上、改定の必要性が発生した場合」について、具体例をお示しいただけないでしょうか。	下水道事業の持続のために、町が改定の必要性を判断した場合を想定しています。
80	8	第1	1	(11)	⑧		利用料金収受代行業務	実施契約とは別に締結される契約とのことですが、契約期間中に、貴町が一方的に条件を変更できる可能性はないという理解でよろしいでしょうか。	条件変更の際は、町と運営権者の協議の上で決定することを想定しています。
81	8	第1	1	(11)	⑧		利用料金収受代行業務	利用料金徴収代行業務は、SPCが町に委託料を支払って徴収していただくことになり、基になる委託料の設定は水道料金の徴収業務にて行われるものと推察します。委託料の設定にはSPCは一切関与できないことから、将来の委託料の変動については、SPCではリスクを負うことができないと考えられることから、現状想定される水準から価格が高騰した際には、物価指標による改定ではなく、実額に応じて利用料金設定割合もしくはサービス対価を改定していただきたくような改定ルールを設定いただきたく願います。	ご意見として承ります。
82	8	第1	1	(11)	⑧		利用料金収受代行業務	「一定期間保管」とありますが、保管の目的を確認させてください。また、実務上は徴収したら遅滞なく送金されるとの理解でよろしいでしょうか。	No.54の回答をご参照ください。
83	8	第1	1	(11)	⑩		利用料金の未納者への対応	過去10年間の収入未済額及び不納決算額を教えてください。可能でしょうか。	貸与資料を開示しますので、貸与申込の上ご確認ください。

No.	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
84	8	第1	1	(11)	⑩		利用料金の未納者への対応	現時点での利用料金未納状況（未納者数、未納割合、未納金額）を開示いただけませんか。	No. 83の回答をご参照ください。
85	8	第1	1	(11)	⑩		利用料金の未納者への対応	未収の利用料金以外は貴町の債券であり、債権回収も貴町が行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。使用料（利用料金以外）の債権回収は町が行います。
86	8	第1	1	(11)	⑩		料金未納者への対応	P32のリスク分担表「16 料金未払」については運営権者に○となっています。本項では「利用料金の収受は運営権者を代行して町が実施する」とあり、リスクを最もコントロールできる当事者は町と考えます。従って料金未納のリスクは町側が負うべきと判断いたします。	ご意見として承ります。
87	8	第1	1	(11)	⑩		利用料金の未納者への対応	但書に「未収の利用料金は事業者の債権であり、債権回収は民法上の手続により事業者が行う。」とありますが、民法上の手続を行うためには、利用者の氏名・住所等の情報が必要となると考えます。かかる情報は、貴町が個人情報保護法上の適切な措置をとった上で事業者へご提供いただけると理解してよろしいでしょうか。	町と事業者が個人情報保護法上の適切な措置をとった上で事業者に提供します。
88	8	第1	1	(12)	①		町が行う対象施設の改築実施	対象施設の改築を貴町が行う場合は、当該改築が運営権者のコスト増に繋がらないよう、運営権者の意向が反映されること、当該改築により運営権者にコスト増等が生じた場合は貴町がその増加分を負担すること、などの建付けとなるようご検討ください。	ご意見として承ります。
89	8	第1	1	(12)	①		改築の実施	「ただし、町が公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、運営権者と協議の上、対象施設について、町が改築を行うことがある。その場合、運営権者は町に協力するものとする。」とあります。貴町が改築を行う場合、貴町に協力するものとなりますが、これは貴町と別途契約のうえ対応するとの認識でよろしいでしょうか。	別途契約は想定していません。
90	8	第1	1	(12)	①		改築の実施	「ただし、町が公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、運営権者と協議の上、対象施設について、町が改築を行うことがある。」とあります。「公益上の理由を検討した上で必要であると判断したとき」とは、どのような場合を想定されているかご教示ください。	基本的には運営権者の計画案に則って改築を進めますが、町が必要と判断したものの運営権者が合意しない改築がある場合などを想定しています。
91	8	第1	1	(12)	①		改築の実施	対象施設において町が改築を行うことがある場合、運営権者へ運営に必要な情報を事前に提供していただくことは可能でしょうか。	可能です。
92	8	第1	1	(12)	①		改築の実施	運営権者が行う「協力」について、下記の項目をお示しください。 ①当該協力の具体的内容、対価 ②運営権者は当該協力を善管注意義務を追求するのか。 ③運営権者が当該協力の範囲、内容を定めるのか。	運営権者と協議の上決定します。
93	8	第1	1	(12)	①		改築の実施	貴町が改築を実施する場合の費用は、貴町が全額を負担するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	8	第1	1	(12)	①		改築の実施	町が公益上の理由を検討した上で改築を行うことがあり、その場合運営権者は町に協力するとありますが、費用については町側で見込むということでしょうか。	No. 93の回答をご確認下さい。
95	8	第1	1	(12)	③		改築の対象	国庫補助の対象とならない改築が実施可能と判断された場合、改築に要する費用は町が負担するとの解釈で良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	8	第1	1	(12)	③		改築の対象	「協議の上、町が公益上を理由に必要であると判断したときは、国庫補助の対象とならない改築も実施可能とする」との記載がありますが、協議を実施する時期は、優先交渉権者の決定後のいつ頃を想定しているのでしょうか。	協議は、改築計画を策定する時期を想定しています。
97	8	第1	1	(12)	③		改築の対象	要求水準書（案）に示す通りとありますが、誤記でしょうか。公表される時期はいつごろになりますでしょうか。	要求水準書（案）に示す「対象施設」及び「第4 改築に関する要求事項」に基づき「改築の対象」を設定することになります。町が想定している改築計画は、貸与資料を開示しますので、貸与申込の上ご確認ください。
98	8	第1	1	(12)	④		本事業開始後に町が実施することを予定している工事	「本事業開始後に町が実施する工事のうち、運営権者の業務に調整が必要となる工事について、運営権者は、町と協議の上、協力するものとする。」とあります。本事業開始後に町が実施する工事について、すでに計画されているものがありましたらご教示ください。	現在計画しているものはありません。
99	8	第1	1	(12)	④		本事業開始後に町が実施することを予定している工事	本事業開始後に貴市が実施を予定している工事で、発注が明らかになっている工事がありましたらご教示頂けますでしょうか。	No. 98の回答をご参照ください。

No.	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
100	8	第1	1	(13)	①		運営権	運営権を設定している範囲と本事業の維持管理対象は同じでしょうか。差異がある場合、運営権設定範囲外の事業領域は仕様発注としていただきたい。	前段、現時点で、し尿等投入施設は運営権の設定範囲に含めない予定です。後段、ご意見として承ります。
101	8	第1	1	(13)	②		本事業用地の使用権	公有財産賃貸借契約の内容をお示しください。	詳細は募集要項等の公表時に提示します。
102	9	第1	1	(13)	③		運営権者譲渡対象資産	譲渡対象資産とは、本事業開始前から各施設等で保有されている備品及び消耗品等という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
103	9	第1	2	(1)			選定基準	「町の財政負担が同一の水準にある場合においても～」とは、「運営権者が実施した場合においてもなお町の財政負担が同一水準であったとしても～」との解釈で良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
104	10	第2	2				表2.1 募集及び選定スケジュール(予定)	参加資格があるとされた者が参加資格ありとの通知を受け、その後計画概要書を提出するまでの期限は、どれくらいを想定しておりますでしょうか。	「計画概要書」は設定しておりませんが、競争的対話で提出する「提案概要書」を提出するまでの期間は、1~2か月程度を想定しています。
105	10	第2	2				表2.1 募集及び選定スケジュール(予定)	付帯事業や任意事業の審査基準は、募集要項等公表時(令和7年10月)に示されるとの解釈でよろしいのでしょうか。	競争的対話での予備的審査については、町は提案のあった付帯事業及び任意事業について、町の政策方針との整合性の観点で、その実施可否を判断します。
106	10	第2	2				表2.1 募集及び選定スケジュール(予定)	付帯事業や任意事業の審査基準が募集要項等公表時(令和7年10月)に示される場合、「予備的審査による実施可否の判断基準と提案書による審査基準」のそれぞれが示されるとの解釈で良いのでしょうか。	No. 105の回答をご参照ください。
107	10	第2	2				募集及び選定スケジュール	競争的対話と提案審査書類受付の間が短いように思います。競争的対話の内容を提案書に反映させる場合があるため、2か月程度は間を空けていただくようお願いします。	ご意見として承ります。
108	10	第2	2				募集及び選定スケジュール	実施方針に関する条例はいつ公表されますでしょうか。事業運営の経済性の確認に重要な内容と思われるため、早期の公表をお願いいたします。	実施方針に関する条例は、令和7年9月議会に上程する予定です。
109	10	第2	3	(1)			応募者の構成	応募グループに地元企業を含めることは可能との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
110	10	第2	3	(1)	②		応募者の構成	「本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする」とあるが、明らかな役割と認識できる内容をどの程度まで提示すべきか、ご教示いただきたいと存じます。例えば「P2第1章1節(7)項 事業の範囲」に基づいた各業務をどの構成企業が担うかを提示すれば、その役割等が明らかにされたことになる、など。	構成企業が担う業務とともに、役割等を明らかにしてください。
111	10	第2	3	(3)	④		応募者の構成	本事業を実施するために設立するSPCは建設業の許可は必要ないことでよろしいでしょうか。	SPC自体が工事を行わない場合は必要ありません。
112	10	第2	3	(1)	④		応募者の構成	既存SPCの定義をご教示願います。既存SPCとは、コンセッション事業以外の例えばPFI・DBO方式や包括的民間委託等で運転維持管理業務の運営を目的に設立されたSPCも含むものと理解してよろしいでしょうか。	既存SPCは、コンセッション事業以外の目的で設立したSPCも含まれます。本事業には、既存SPCの構成企業が応募グループを構成して応募してください。
113	10	第2	3	(1)	④		応募者の構成	既存SPCの定義をご教示願います。既存SPCとは、下水道以外の事業で設立されたSPCも既存SPCの定義に含まれるものと解釈してよろしいでしょうか。	No. 112の回答をご参照ください。
114	10	第2	3	(1)	④		既存のSPCの活用	上下水道分野に関わらず国内のSPCは数多くありますので、「広域連携に資する」や「他分野連携に資する」など貴町が期待する既存SPCの想定を追記して頂いたほうが、より具体的な課題抽出や検討ができるものと考えます。	ご意見として承ります。
115	10	第2	3	(1)	④		応募者の構成	「既存SPCの出資企業は構成企業と同様の取扱いとする」とは「既存SPCの出資企業は、本事業における構成企業と同様の扱いとする」との解釈で良いのでしょうか。	No. 112の回答をご参照ください。
116	10	第2	3	(1)	④		応募者の構成	「既存SPCの出資企業は構成企業と同様の取扱いとする」とあるが、既存SPCの出資企業は、既存事業において遂行上果たす役割等が定められ、そして組成されたものであり、当該事業における役割等に必ずしも合致しないと考えます。そうした観点から、既存SPCが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにしたとしても、それが適切であるかどうか町の確認や評価が必要であると考えます。その点についてご教示いただきたいと存じます。	本事業には、既存SPCの構成企業が応募グループを構成して応募してください。
117	10	第2	3	(1)	④		応募者の構成	既存のSPC活用について、所在地が遠方であることや、上下水道施設運営以外のSPCでも適応可能でしょうか。また、町に所在するSPCが他の自治体の事業を受託することや、葉山町の別のインフラ関係(公共施設・道路・公園等)の事業を受託することは、可能でしょうか。現時点のお考えがあれば教えていただきたいです。	前段、後段ともに可能です。

No.	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
118								非公表希望	
119	11	第2	3	(1)	⑥		応募者の構成	参加資格審査書類の提出以降、代表企業及び構成企業の変更についての「ただし～」以降に記載されている内容は、既存SPCにも適用されるのでしょうか。	本事業には、既存SPCの構成企業が応募グループを構成して応募してください。「ただし～」以降の内容は、既存のSPCを活用して応募する場合にも適用されます。
120	11	第2	3	(2)	②		応募企業、応募グループ構成企業に共通の参加資格	「町における競争入札参加資格の認定を受けていること」との記載がありますが、応募グループの各企業が登録している業種区分（工事、コンサル、一般委託、物品）は、本業務の遂行上果たす役割等と合致している必要があるのか、ないのかをご教示いただけますでしょうか。	登録業種区分と本業務の役割等が合致している必要はありませんが、できるだけ合致することが望ましいと考えます。
121	11	第2	3	(2)	②		応募企業、応募グループ構成企業に共通の参加資格	「町における競争入札参加資格の認定を受けていること」とありますが、本事業ではSPCが実施契約の契約者となることが想定されており、応募企業は業務の受託企業ではないことから、当該要件は削除いただけませんかでしょうか。	ご意見として承ります。
122	12	第2	2	(3)	①		業務実施企業に求められる要件	参加資格として、運転管理業務の実施企業に求められる要件は業務実績と継続年数の有無のみで、処理能力や処理方式・プロセスを含めた実績は求めておりません。下水道施設は処理規模や処理プロセスにより運営ノウハウが異なり、かつ、本事業は長期に及ぶ事業ですから、少なくとも貴町と同等の処理能力や処理方式・プロセスにおける経験・実績を応募者に求める必要があると考えますので、参加資格の要件追加についてご検討ください。	ご意見として承ります。
123	12	第2	3	(3)	②③		業務実施企業に求められる要件	②③において、「終末処理場における機械（電気）設備工事を元請として施工した実績を有する者であること」とありますが、終末処理場の一式工事を元請けとして施工した実績を有する者であれば、当該要件を満たすとの認識でよろしいでしょうか。	機械及び電気設備工事を含む終末処理場の一式工事であれば、ご理解のとおりです。
124	12	第2	3	(3)	③		業務実施企業に求められる要件	「終末処理場における電気設備工事（補修工事、修繕工事等の部分的な工事は除く）を元請として施工した実績」と記載ございますが、電気設備の新設工事或いは更新工事でしたら、電気設備の機器や金額規模に指定はない認識でよろしいでしょうか。	電気設備工事の機器や金額規模に指定はありません。
125	13	第2	4	(4)			競争的対話	10ページの表2.1を拝見すると2026年1～3月の間で行われるものと考えますが、複数回の実施についてご検討いただくことを希望します。	ご意見として承ります。
126	13	第2	4	(4)			競争的対話	「参加資格があるとされた者が、附帯事業及び任意事業を提案する場合は、附帯事業及び任意事業に関する提案概要書を町に提出すること。町は提案のあった附帯事業及び任意事業について、町の政策方針や既存計画との整合性の観点で、その実施可否を判断する。」とあります。提案概要書の記載要領は、別途公表されるとの認識でよろしいでしょうか。また、提出した提案概要書が、貴町の政策方針や既存計画との整合性の観点から実施不可と判断された場合、代替提案を審査していただく機会の設定をご検討ください。	前段、ご理解のとおりです。後段、ご意見として承ります。
127	13	第2	4	(4)			競争的対話の実施	予備的審査による実施可否が、事業者の選定に影響を及ぼさないことを認識しております。この考えに基づくならば、付帯事業における予備的審査とは、義務事業と一体的に行うことでの各効用（費用縮減、収益発生、環境対策低減等）を評価するためのものではなく、あくまで町の政策方針や既存計画との整合性に依るものと考えます。その解釈で合っておりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
128	13	第2	4	(4)			競争的対話の実施	予備的審査による実施可否の判断は、事業者選定委員会によるものでしょうか、または町によるものでしょうか。	町によるものです。
129	13	第2	4	(4)			競争的対話の実施	予備的審査で実施不可と判断されたものについて、課題を解決したいわば修正案を、提案書で改めて提出することは可能でしょうか。	可能とできるか検討します。
130	13	第2	4	(4)			競争的対話の実施	付帯事業及び任意事業に関する提案概要書の書式や記載する内容などは、募集要項等公表時に示されるとの解釈で良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
131	13	第2	4	(4)			競争的対話の実施	町は、競争的対話の結果を踏まえ、実施契約書(案)の調整を行うとありますが、実施契約書(案)は、募集要項等の公表時に示されるとの解釈で良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
132	13	第2	4	(8)			優先交渉権者及び特定事業の選定の取り消し	「いずれの応募者も町の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、優先交渉権者を選定しないことがある」とありますが、P9第1項第2節(1)項 選定基準では「町の財政負担が同一の水準にある場合においても公共サービスの水準の向上が期待できること」とあります。前述した財政負担縮減の達成とは、公共サービス水準の向上の期待も含まれるとの解釈で良いのでしょうか。	「…見込めない等の理由…」の「等」に、「公共サービス水準の向上の期待が見込めない」が含まれています。
133								非公表希望	
134	13	第2	5	(1)			基本協定の締結	基本協定書(案)が優先交渉権者に示されるのはいつ頃を想定しているのか、ご教示いただけますでしょうか。	募集要項等の公表時を想定しています。
135	14	第2	5	(2)			SPCの設立	普通株式の譲渡承認の制約について、例えば、運営権者の経営環境が変化し、資本再編を行う必要がある場合もありますので、貴町の承認が得られる制度設計を要望します。	ご意見として承ります。
136	14	第2	5	(2)			SPCの設立	会社法326条に定める取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、監査等委員会又は指名委員会等の設置については、応募者の任意で選択可能として頂けますようお願いいたします。	ご意見として承ります。
137	14	第2	5	(2)			SPCの設立	「SPCとして、会社法に規定する株式会社を町内に速やかに設立しなければならぬ」とありますが、葉山浄化センターの所在地にて登記することは可能でしょうか。	可能です。
138	14	第2	5	(2)			既存SPCの活用	既存SPCの活用について記載がありますが、町外にSPCがある場合は、本社所在地を貴町内におく必要は無いとの解釈でよろしいでしょうか。また、既存SPCを活用する場合、既存SPCの所在地が遠方の場合(例えば、大阪や九州など)は可能なのでしょうか。既存SPCを活用する場合の所在などの条件について、追記する必要があると考えますので、ご検討ください。	前段、ご理解のとおりです。中段、可能です。後段、ご意見として承ります。
139	14	第2	5	(2)			SPCの設立	既存SPCを活用し、新規SPCを設立しない場合は町外に本店所在地があっても構わないのであれば、新規SPCも同様の判断とし、町外に本店所在地を置くことも認めていただけないでしょうか。	SPCは、基本的には葉山町内に設置することを想定していますが、既存SPCを活用する場合は例外として認めることとしたものです。
140	14	第2	5	(2)			SPC の設立	他自治体に本社所在地を置く既存SPCは、本事業で貴町に本社を設立しないことが許されている一方、新規で設立するSPCは、町内に設立することを規定されていますが、町内に新規で設立されたSPCが、より経営の安定化を目的に、義務事業以外の事業を起点として周辺事業体に事業を拡張していくために、町外への移転することは、許されますでしょうか。	SPCは、基本的には葉山町内に設置することを想定していますが、協議により可能とするか検討します。
141	14	第2	5	(5)			実施契約の締結	実施契約書(案)の内容は、優先交渉権者の決定前に確定することができなかったもの及び軽微なもの以外は変更しないと記載があります。とすれば競争的対話の時点で、この2つについてそれがどういったものであるかを定義する必要があると考えます。その点についてご教示いただけますでしょうか。	募集要項等の公表後の質問回答、競争的対話での協議を踏まえた実施契約書(案)の修正結果を前提に、優先交渉権者と契約交渉を行う想定です。
142	14	第2	5	(6)			運営権者譲渡対象資産の譲受	譲渡対象資産は、どういったものを想定しているのでしょうか。消耗品、もしくは、業務システムのようなものでしょうか。	対象施設の備品、消耗品等を想定しています。
143	14	第2	5	(6)			運営権者譲渡対象資産の譲受	譲渡対象資産とはどのようなものを指していますでしょうか。	No. 142の回答をご参照ください。
144	14	第2	5	(6)			運営権者譲渡対象資産の譲受	譲渡対象資産の譲受は、民間事業者の判断により、一部の資産のみを譲渡対象とすることも可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
145	14	第2	5	(6)			運営権者譲渡対象資産の譲受	貴町が提示した予定価格と運営権者が提示する見積額又は運営事業者が必要とする仕様等が折り合わない場合の措置について別途お示し頂けますでしょうか。	町と運営権者が協議の上決定します。
146	14	第2	5	(6)			運営権者譲渡対象資産の譲受	「運営権者が予定価格以上で有効な見積書を提出した場合、町と運営権者は運営権者譲渡対象資産に関する物品譲渡契約を締結し、運営権者は、当該契約の定めに従って町が指定する期日に一括払いで対価を支払い、運営権者譲渡対象資産を取得する」とありますが、予定価格を下回った場合の手続きについてご教示ください。下回る場合は譲渡は受けられないという理解でよろしいでしょうか。	No. 145の回答をご参照ください。
147	16	第3	1	(1)			不可抗力	「発生の恐れがある場合」とありますが、予見できないものは通知義務は負わないものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
148	16	第3	1	(1)			不可抗力	不可抗力事象により生じた被害の復旧に係る費用を貴町が負担する例外として「災害復旧事業等の復旧に要する総事業費が一定額未満のもの」がありますが、この「一定額」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第6条（適用除外）1項1号に定められている額（60万円未満）を指しているとの理解でよろしいでしょうか。異なる場合には、基準となる額を確認させていただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。
149	16	第3	1	(1)			不可抗力	不可抗力事象により生じた被害の復旧に係る費用については、災害復旧事業等の復旧に要する総事業費が一定額未満のものは、運営権者の負担とするとの記載がありますが、一定額とはいくらなのかご教示いただけますでしょうか。	No. 148の回答をご参照ください。
150	16	第3	1	(1)			不可抗力	「災害復旧事業等の復旧に要する総事業費が一定額未満のもの（中略）については、運営権者の負担とする」とありますが、一定額の目安をご教示いただけますでしょうか。	No. 148の回答をご参照ください。
151	16	第3	1	(1)			不可抗力	「災害復旧事業等の復旧に要する総事業費が一定額未満・・・」の一定額とは、どの程度の金額を想定されていますか。	No. 148の回答をご参照ください。
152	16	第3	1	(1)			不可抗力	下から3行目「運営権者による設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じた」と認められるもの〜とありますので、更新後の設備のみを対象とするという理解でよろしいでしょうか。	「設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じた」と認められるもの」に関しては、更新後の設備だけでなく、本事業の対象施設全てが対象になります。
153	16	第3	1	(1)			不可抗力事象の復旧	運営権者による設計の不備又は工事施工の・・・について、不可抗力事象時に、運営権者の不備等は多かれ少なかれあると思います。設計の不備や工事の粗漏等については、不備の程度の著しいものに限定し、残りは協議事項としていただきたいと思います。	運営権者の設計の不備や工事の粗漏等は運営権者の帰責と考えますので、原案のとおりとします。
154	16	第3	1	(2)			施設の瑕疵	() 書き内に「水槽内等」と記載されていますが、「水槽及び圧送管等」と記載変更いただくことを希望します。	ご意見として承ります。
155	16	第3	1	(2)			施設の瑕疵及び契約不適合に関する責任	「圧送管」についてもその管内は「水槽内等の密閉空間等の目視確認不可箇所」に該当するとしてよろしいでしょうか。	No. 154の回答をご参照ください。
156	16	第3	1	(2)			施設の瑕疵及び契約不適合に関する責任	「ただし、対象施設の点検・調査後は、当該瑕疵に起因する費用等の請求は運営権者の負担とする」との記載があります。しかし点検・調査の範囲や内容によっては、瑕疵を発見することが困難であると認められる場合もあることから、一括りに運営権者の負担とするには疑問が残ります。その点についてご教示いただけますでしょうか。	点検・調査後の施設の瑕疵に関するリスク分担の詳細は募集要項等の公表時に提示します。
157	16	第3	1	(2)			施設の瑕疵及び契約不適合に関する責任	「ただし、対象施設の点検・調査後は、運営権者の負担とする。」との記載について伺います。「対象施設の点検・調査」とは、「運営権者が当該瑕疵を発見することが困難であったと認められる場合（水槽内等の密閉空間等の目視確認不可箇所）」についての点検・調査を示すのでしょうか。	「ただし、対象施設の点検・調査後は、運営権者の負担とする。」に対応するのは、「運営権設定対象施設及び運営権者譲渡対象資産に隠れたる物理的な瑕疵があった場合、運営権者は町に対して当該瑕疵に起因する費用等の請求を行うことができる」という文章となります。即ち、運営権者が当該瑕疵を発見することが困難であったと認められた箇所を除く運営権設定対象施設全てを指します。
158	16	第3	1	(2)			施設の瑕疵及び契約不適合に関する責任	「対象施設の点検・調査後は運営権者の負担とする」とありますが、点検・調査とはどの時点のどのような内容のものを指しているのでしょうか。	本事業で実施する点検調査を指しています。
159	16	第3	1	(2)			施設の瑕疵	対象施設の点検・調査後は運営権者の負担とする。とあるが、点検・調査では発見できないものや対象としないものもあることから、点検・調査後または2年以内、のように期間内であれば、町への請求を可能にしてもらえないか。	点検・調査後の施設の瑕疵に関するリスク分担の詳細は募集要項等の公表時に提示します。
160	16	第3	1	(2)			施設の瑕疵及び契約不適合に関する責任	契約不適合請求とは「履行の追完請求」及び「代金減額請求」との認識で良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
161	16	第3	1	(2)			施設の瑕疵及び契約不適合に関する責任	契約不適合請求期間は2年以内とされていますが、本事業の終了後2年間、運営権者について会社清算を制限するものではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、事業期間終了後、契約主体であるSPGが解散している場合は、SPGの出資企業であった企業に対し、契約不適合請求を行います。
162	16	第3	1	(2)			施設の瑕疵及び契約不適合に関する責任	施設全体について、2年間の契約不適合責任は長期にすぎるものと思料します。改築対象施設は引渡しより2年間、運営権設定対象施設及び譲渡対象資産については、現状の維持管理契約と同様、事業終了時より1年間（受注者の責めに帰すべき事由によらない場合を除く。）として頂きたいと存じます。	ご意見として承ります。

No.	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
163	16	第3	1	(2)			契約不適合に関する責任	運営権者から町への引継ぎに当たり、契約不適合があった場合の契約不適合請求期間を「不適合を知った時から2年以内」と設定されていますが、イコールフットイングの観点から、事業開始時にも同様の期間を設定いただきたくお願いします。	ご意見として承ります。
164	16	第3	1	(2)			施設の瑕疵及び契約不適合に関する責任	契約不適合責任は、受領者の検査を行うことによって免責されるべきものではありません。事業者にとって過度に不利な規定ですので、事業者の点検調査に重大な不備がない限り、契約不適合責任として1年間は負担いただきようお願いいたします。	ご意見として承ります。
165	17	第3	1	(3)			国の特定法令等変更及び町の特定条例等変更	「運営権者に不利な影響を及ぼす国の法令及び政策等の変更により実施契約に定める一定の事由が生じた場合、町及び運営権者に生じた損失は各自が負担する」とありますが、法令・政策による変更のため、町の負担としていただきたく、ご検討をお願いします。	ご意見として承ります。
166	17	第3	1	(3)			国の特定法令等変更及び町の特定条例等変更	下水道事業にのみ適用される法令及び政策変更生じた損失は各自の負担とありますが、下水道事業にのみ適用される法令や政策は、法人税の改正などと異なり、業種に関係なく法人全般に適用される法令ではありませんので、この損失を事業者が負担するのは厳しいものがあります。かかる法令や政策の変更により事業者が生じる損失は、貴町にて補償いただけますようお願い申し上げます。	No. 165の回答をご参照ください。
167	17	第3	1	(3)			国の特定法令	下水道事業に適用する国の法令の変更は、運営権者で見逃せない部分であるので、町でリスクを追ってもらいたい。もしくは変更協議をすることとしてもらいたい。また、下水道事業のみに限定されない法令の変更については、別途記載をお願いしたい。	No. 165の回答をご参照ください。
168	17	第3	1	(3)			国の特定法令等変更及び町の特定条例等変更	特定条例等変更は「本事業にのみ適用される」との限定がありますが、具体的にどのような条例が対象になるのでしょうか。	「葉山町下水道条例」等を想定しています。
169	17	第3	1	(3)			国の特定法令等変更及び町の特定条例等変更	特定条例等変更は「本事業にのみ適用される」との限定がありますが、下水道事業で水質基準が変更され事業者が増加費用が生じた場合は、該当するとの理解でよいでしょうか。下水道事業にのみ適用される条例及び政令等の変更とあえてしなかった理由をご教示いただけますでしょうか。	前段については、ご理解の通りです。後段について、管路施設は本事業の対象施設に含まれていないことから、「下水道事業」ではなく「本事業」と表記しています。
170	17	第3	1	(3)			国の特定法令等変更及び町の特定条例等変更	利用料金設定割合及びサービス対価の改定でも補填されない場合で、特定条例等変更により運営権者に生じた損失に係る負担については、貴町及び運営権者で協議するとありますが、想定される負担の在り方についてご教示頂きたく御願いたします。	個別具体的な事象については現時点で想定できないことから、発生した事象に応じて協議を行う想定です。
171	17	第3	1	(4)			需要の変動	利用料金及びサービス対価が著しく増減し、さらに継続的に運営権者の収入が増減されることが予想される場合、必要に応じて利用料金設定割合及びサービス対価の改定を行うと記載があります。「著しく」とは、需要の変動でいうと十〇%以内など、具体的な数字でお示しいただくことは可能でしょうか。	詳細は募集要項等の公表時に提示します。サービス対価の著しい増減に関する数値の具体化に関する内容はご意見として承ります。
172	17	第3	1	(4)			需要の変動	著しい増減については、活用する指標や改定にかかる率について募集要項等公表時にお示し頂きたく御願いたします。	No. 171の回答をご参照ください。
173	17	第3	1	(4)			需要の変動	利用料金及びサービス対価が著しく増減し、さらに継続的に運営権者の収入が増減されることが予想される場合、必要に応じて利用料金設定割合及びサービス対価の改定を行うと記載があります。「継続的」とは、その状態が〇～〇月まで続くと見込まれる場合など、具体的な数字でお示しいただくことは可能でしょうか。	ご意見として承ります。詳細は募集要項等の公表時に提示します。
174	17	第3	1	(4)			需要の変動	「ただし、～さらに継続的に運営権者の収入及び費用が増減することが予想される場合、～」とありますが、継続的か否かを判断するためにどのような手続きが生じるのかご教示願います。	詳細は募集要項等の公表時に提示します。
175	17	第3	1	(4)			需要の変動	提案にあたり、貴町の将来需要予測（2027年度～2046年度）を開示いただけませんか。	要求水準書（案）の「表 1.3 想定流入水量」をご参照ください。
176	17	第3	1	(5)			物価の変動	「物価の変動に起因する運営権者負担コストの増減に関しては、原則として、運営権者が負う」とありますが、町の負担としていただきたく、ご検討をお願いします。	ご意見として承ります。
177	17	第3	1	(5)			物価の変動	「運営権者の収入及び費用が著しく増減し」とありますが、著しい増減とはどの程度なのか、目安をご教示いただけますでしょうか。	詳細は募集要項等の公表時に提示します。

No.	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
178	17	第3	1	(5)			物価の変動	「運営権者の収入及び費用が著しく増減・・・」とありますが、著しく増減とはどの程度を想定されていますか。物価変動のリスクをすべて運営権者が負うことは、効率的な事業計画立案の妨げとなると考えます。一定（物価スライド条項）以上の変動は、利用料金やサービス対価の見直し規定を設けていただくことをお願いします。 提案 電気：契約する電力会社の単価変動に準じる 人件費：電工労務単価 薬品費：日本銀行 国内企業物価指数 無機化学工業製品 その他：日本銀行 国内企業物価指数	No. 177の回答をご参照ください。
179	17	第3	1	(5)			物価の変動	著しい増減については、具体的な指標について募集要項等公表時にお示し頂きたいといたします。	No. 177の回答をご参照ください。
180	17	第3	1	(5)			物価の変動	物価の変動については、今後指標などに基づいて実施できるよう検討のほどよろしくお願ひいたします。	No. 177の回答をご参照ください。
181	17	第3	1	(5)			物価の変動	「物価の変動に起因する運営権者負担コストの増減に関しては、原則として、運営権者が負う。ただし、運営権者の収入及び費用が著しく増減し、さらに継続的に運営権者の収入及び費用が増減することが予想される場合、必要に応じて利用料金設定割合及びサービス対価の改定を行う。」とありますが、「著しく増減」の具体的な数値の想定はございますでしょうか。	No. 177の回答をご参照ください。
182	17	第3	1	(5)			物価の変動	物価変動に伴う料金改定をどのような指標を採用するべきかについて、事業者から提案を行うことは可能でしょうか。	詳細は募集要項等の公表時に提示します。
183	17	第3	1	(5)			物価の変動	事業期間が長期に亘るPFI事業契約においては、物価変動は事業者ではコントロールできないリスクであり、損益に重大な影響をもたらすものですので、事業者への影響を考慮し、一定割合を超える場合には発注者負担とされることが他の事業においても一般的かと存じます。建設工事請負契約においては1.5%を超える変動金額については発注者負担されているように、各指標ごとに一定の割合を設定のうえ、適切に利用料金に反映いただきますようお願い申し上げます。本件のように、「運営権者の収入及び費用が著しく増減し、さらに継続的に運営権者の収入及び費用が増減することが予想される場合」とは何をもって「著しい」、「継続的」と評価するのか曖昧であり事業者としてリスク判断が難しく、事実上物価変動による改定は認めて頂けないのではないかと、その帰結として健全な事業継続が可能なのか、懸念しております。	No. 177の回答をご参照ください。
184	17	第3	1	(5)			物価の変動	「ただし、～さらに継続的に運営権者の収入及び費用が増減することが予想される場合、～」とありますが、継続的か否かを判断するためにどのような手続きが生じるのかご教示願ひします。	詳細は募集要項等の公表時に提示します。
185	17	第3	1	(5)			物価の変動	物価変動が発生した場合、利用料金設定割合及びサービス対価の改定について、どの時点で、どのような手続きに基づき改定が検討・実施されるのか、そのフローを実施方針の公表前に示していただけませんか。	利用料金設定割合及びサービス対価の改定手続きについては、募集要項等の公表時に提示します。
186	17	第3	1	(5)			物価の変動	物価変動が発生した場合、利用料金設定割合及びサービス対価の改定について、実際のコスト変動と制度上の反映との間にタイムラグが生じると、運営権者に過度なキャッシュフロー負担が発生する恐れがあるため、可能な限り迅速かつ定期的な改定が可能となるような制度設計を要望します。改定手続案を実施方針の公表前に示していただけませんか。	利用料金設定割合及びサービス対価の改定手続きについては、募集要項等の公表時に提示します。
187	17	第3	1	(5)			物価の変動	物価変動による利用料金設定割合及びサービス対価の改定は、費目や指標を可能な限り細目に分けて設定いただくことを要望します。改定手続案を実施方針の公表前にお示しいただけませんか。	前段については、No. 177の回答をご参照ください。利用料金設定割合及びサービス対価の改定手続きについては、募集要項等の公表時に提示します。
188	17	第3	1	(6)			国補助金制度の変更等	交付額に応じた事業の実施を行った結果、運営権者にコスト増加が生じた場合は、その増加分は貴町が負担する建付けとなるよう、ご検討ください。	ご意見として承ります。
189	17	第3	1	(6)			国補助金制度の変更等	別紙4リスク分担表の32 管理運営費の変動が生じた場合は、貴町の負担とさせていただけないでしょうか。	国補助金制度の変更等により管理運営費が変動した場合のご質問と理解していますが、一律に町負担ということではなく、別紙4リスク分担表の32に記載の通り町又は運営権者のどちらの事由かによりリスクの負担者が決まるものと想定しています。

No.	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
190	17	第3	2	(1)			モニタリング方法	モニタリング基本計画書(案)は、募集要項等公表時にお示しいただけるとの解釈で良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
191	18	第3	2	(3)			運営業者に対するインセンティブ	「効率的な運営管理によって生じる経費節減による縮減分については、原則として運営権者に帰属させる予定」とあります。実施方針6頁「運営権者が収受する利用料金が当該事業の実施に必要な経費及び次の⑥に示す構成に基づき不足する場合は、町から運営権者に不足分をサービス対価として支う。」とあり、ここでいうサービス対価が減額されないという理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。サービス対価の考え方についてはNo. 44及びNo. 65の回答をご参照ください。
192	18	第3	3				保険	損害保険について、町が定める基準は提示されますでしょうか。	詳細は募集要項等の公表時に提示します。
193	18	第3	3				保険	損害保険について、町が定める基準が提示されるとした場合、それは実施契約書(案)内に記載されるのでしょうか。	実施契約書(案)に保険に関する内容を記載することを想定しています。
194	20	第4	1	(2)			事業用地の貸付に関する事項	PF1法(第71条2項)では、無償又は時価より低い対価で事業者に公有財産を使用させる旨が定められておりますが、本件でも任意事業を行う際は、この定め則して無償又は低価格で事業用地を使用することができるとの理解でよろしいのでしょうか。	No. 17の回答をご参照ください。
195	23	第6	1	(1)	①		解除事由	ひとつの業務・事業が解除要件となった場合、当該事業の部分が解除となる、あるいは全事業が解除となるのでしょうか。	実施方針(案)に記載の通り、一部の事業のみ解除されることがありうるものとし、解除の対象や条件等は両者の協議になります。
196	23	第6	1	(1)	①		解除事由	「財務状況の著しい悪化」とありますが、事業者の合理的な料金改定の要望が受け入れられなかったことに起因する場合は、「町の責めに帰すべき事由」として、契約解除違約金の対象とはしない措置にさせていただきたく存じます。	No. 199の回答をご参照ください。
197	23	第6	1	(1)	②		解除措置	運営権者事由解除により運営権者が支払うべき契約解除違約金の具体的な数字は、実施契約書(案)の公表時に示されるものなのか、ご教示いただきたく存じます。	ご理解のとおりです。
198	23	第6	1	(1)	②		解除措置	「運営権者は、町に対し、実施契約に定める契約解除違約金を支払う。」とあるが、現在違約金はどの程度を想定されていますでしょうか。	No. 197の回答をご参照ください。
199	23	第6	1	(2)	①		解除又は終了事由	必要な料金改定が滞り、財務状況が悪化した場合は「町の責めに帰すべき事由」との理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
200	23	第6	1	(2)	①		解除又は終了事由	「運営権者は、町の責めに帰すべき事由により・・・実施契約の履行が不能となった場合は、実施契約を解除できる」とありますが、これは運営権者が事業の継続が困難と判断した場合は、町に対して契約を解除できるものと理解して良いのでしょうか。	個別具体的な事象については現時点で想定できないことから、発生した事象に応じて必要な措置を行う想定です。
201	23	第6	1	(2)	②		町事由解除又は終了(解除又は終了措置)	この場合、「町は、運営権者に対し、当該解除による運営権者の損失相当額を支払う。」とあります。運営権者は民間企業のため損失相当額には逸失利益も含まれる場合が存在しますので、貴町が運営権に支払う損失相当額には逸失利益が含まれるとの追記をご検討ください。	No. 204の回答をご参照ください。
202	23	第6	1	(2)	②		解除又は終了措置	町事由解除又は終了により町が支払うべき損失相当額とは、運営権者が算定し、町が合理的と認めた範囲で負担するとの解釈で良いのでしょうか。	詳細は募集要項等の公表時に提示します。
203	23	第6	1	(2)	②		解除又は終了措置	事業者の事由による解除には契約解除違約金が発生することから、同様の建付けとしない理由についてご教示いただけますでしょうか。	町事由解除に関しては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」第30条に基づき、損失を補償することを想定しています。
204	23	第6	1	(2)	②		解除又は終了措置	「損失相当額」には、請負の任意解除による損害賠償の規律として、逸失利益相当分も含まれるとの理解でよいのでしょうか。	詳細は募集要項等の公表時に提示します。当該解除事由と相当因果関係が認められる範囲での損失の実額を補償することを想定しています。
205	28	別紙1					別紙1 PF1法等における用語と本事業における用語の関係性	※1にある、「その費用負担は義務事業の費用と同様に町とする」というのは、サービス対価として町から運営権者に支払うことを指しているのでしょうか。	附設は改築に関する業務と同様の取扱いとすることから、サービス対価として支払うことは想定していません。支払いの方法等の具体については募集要項等の公表時に提示します。
206	28	別紙1					PF1法等における用語と本事業	本事業における整理において、所定の耐用年数とありますが標準耐用年数でしょうか。それとの町側で定めた耐用年数でしょうか。	所定の耐用年数とは、ストックマネジメント計画における目標耐用年数を指します。
207	31	別紙4				8	別紙4_リスク分担表_8物価変動	「利用料金設定割合改定等の規定の範囲」の趣旨をご教示いただけますでしょうか。	事業環境の著しい変化が生じた場合を「利用料金設定割合改定等の規定の範囲」を超える場合として想定していますが、詳細は募集要項等の公表時に提示します。
208	31	別紙4				8	別紙4_リスク分担表_8物価変動	事業期間が長期に亘るPF1事業契約においては、物価変動は事業者ではコントロールできないリスクであり、損益に重大な影響をもたらすもので、事業者への影響を考慮し、一定割合を超える場合には発注者負担とされることが他の事業においても一般的かと存じます。ご再考頂きたくよろしくお願いたします。	事業期間中に物価上昇等の事業環境が著しく変化することが予想されることから、利用料金設定割合の改定の方法を契約書に規定することを想定しています。詳細は募集要項等の公表時に提示します。

No.	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
209	31	別紙	4			10	リスク分担表 10 不可抗力	「町が予め指定する保険」とは損害賠償保険でしょうか。	詳細は募集要項等の公表時に提示します。
210	31	別紙	4			10	別紙4_リスク分担表_10 不可抗力	指定する保険により対応可能な範囲は、運営権者が負担するリスク分担になっています。現在、指定されている保険に火災保険は含まれておりませんが、火災保険は貴町で加入する、という理解でよろしいでしょうか。また、貴町で加入する場合、運営権者の責ではない事象に対しては、貴町の火災保険を適用させていただける、という理解でよろしいでしょうか。	詳細は募集要項等の公表時に提示します。
211	32	別紙	4			11	11 業務遂行の中断・不能	「町の要因に基づくもの」以外は運営権者の負担となっていますが、双方の帰責に拠らない場合（不可抗力）も想定されますので、運営権者の負担については「上記以外」⇒「運営権者の要因に基づくもの」が本リスクの趣旨に合うものと考えますので、記載修正をご検討ください。	ご意見として承ります。
212	32	別紙	4			16	別紙4_リスク分担表_16 料金未払い	使用料等の滞納による利用料金収入の減少について、原則運営権者がリスクを負うとありますが、現在の料金徴収率はどれ位でしょうか。	貸与資料を開示しますので、貸与申込の上ご確認ください。
213	32	別紙	4			16	料金未払	使用料等の滞納による利用料金収入の減少について「原則として運営権者がリスクを負う。」と記載がありますが、町にご負担頂ける事由の想定もございませうでしょうか。	町が行う利用料金収受代行業務において町に過失があった場合には、町がその損害を負担する想定です。当該リスク分担については、利用料金収受代行業務に係る契約書（案）において示す予定です。
214	32	別紙	4			17	リスク分担表 17 需要変動	需要変動に伴う利用料金設定割合改定等について、具体的な改定手続の明示を要望します。改定手続案を実施方針の公表前に示していただけませんかでしょうか。	利用料金設定割合及びサービス対価の改定手続きについては、募集要項等の公表時に提示します。
215	32	別紙	4			19	維持管理 19 水量の変動 リスク対応の考え方	「要求水準で設定した範囲を超える水量が流入する場合、運営権者が通常取りうる措置での対応が不可能」とは、雨天時等の不明水について該当するとの理解でよろしいでしょうか。	雨天時等の不明水により、「要求水準で設定した範囲を超える水量が流入する場合、運営権者が通常取りうる措置での対応が不可能」となった場合は該当します。
216	32	別紙	4			19	別紙4_リスク分担表_19 水量の変動	中継ポンプ場の送水能力を超える不明水が流入した場合、溢水リスクを回避するためバイパス放流といった対応を要する場合がございます。その時の実施判断は貴町にて行っていただく、もしくは、判断条件を貴町と運営権者間で取り決め、判断条件に基づき運営権者が対応する、という理解でよろしいでしょうか。	後者を想定しています。
217	32	別紙	4			19	リスク分担表	19 水量の変動について、「要求水準で設定した範囲を超える水量が流入する場合、運営権者が通常取りうる措置での対応が不可能な範囲は、町が負担する」と記載ございますが、要求水準で設定した範囲とは、要求水準書（案）の4頁「表 1.4 水量に関する流入基準」が該当するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
218	32	別紙	4			19	リスク分担表	19 水量の変動について、「要求水準で設定した範囲を超える水量が流入する場合、運営権者が通常取りうる措置での対応が不可能な範囲は、町が負担する」と記載ございますが、具体的な「対応が不可能な範囲」については協議によるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
219	32	別紙	4			20	維持管理 20 水質の変動 リスク対応の考え方	「施設能力を超える恒常的な水質変化」の“恒常的”とはどの程度の一定間隔・期間を想定していますか。また施設容量計算を大幅に超過したし尿を受け入れの場合はこれに該当すると理解してよろしいでしょうか。	前段、数か月程度を想定しています。後段、ご理解のとおりです。
220	32	別紙	4			21	別紙4_リスク分担表 21 施設の瑕疵	貴町より開示された情報の相違が生じた場合についても貴町にてご負担をお願いいたします。	ご意見のとおりです。
221	32	別紙	4			21	施設の瑕疵	「事業者選定時のデューデリジェンスや現地調査で把握することが困難なものは、町が負担する。」とありますが、デューデリジェンスの時期はいつをお考えでしょうか。	本事業の事業者選定時を想定しています。
222	32	別紙	4			21	施設の瑕疵	事業者選定時のデューデリジェンスによって運営事業者の見積額を提案時のサービス対価に加算していただく認識でよろしいでしょうか。	原則、サービス対価は固定額であり、契約時に合意した金額を支払います。運営権者のデューデリジェンスの結果、町が提示した条件と大幅に異なる場合は町負担となりますが、サービス対価による清算は想定していません。
223	32	別紙	4			21	施設の瑕疵	「一定期間以内の突発修繕費増加、更新工事費増加」は町のご負担とありますが、ここでいう一定期間とはどれくらいの期間を想定されていますでしょうか。	詳細は募集要項等の公表時に提示します。

No.	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
224	32	別紙4				22	22 施設損傷	「上記以外のもの」とは、どのようなものを想定されておりますでしょうか。例えば、不可抗力、第三者（見学者、請負業者、不審者）による施設損傷などでしょうか。この理解であれば、「運営権者の管理不備に起因するもの又は帰責によるもの」⇒「運営権者 ○」、「貴町に起因するもの又は帰責によるもの」⇒「貴町 ○」との解釈でよいと考えます。不可抗力は、本項目リスクの対象外なので、上記の記載で分担可能と考えますので、「上記以外のもの」は不明確なので削除してもよいと思料します。	ご意見として承ります。
225	32	別紙4				22	別紙4_リスク分担表_22施設損傷	施設損傷に関して、「適切な維持管理を実施しなかったことに起因するもの」及び「町側の業務に起因するもの」以外のものが運営権者負担となっております。町及び運営権者のいずれの責めにも帰すべからざる天災、人為的事象等が発生した場合に、運営権者負担とするのではなく、一定以上の施設損傷については町がリスクを負担するとしていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
226	32	別紙4				23	電力供給	「電力の供給停止、供給能力低下時であってバックアップにより通常対応可能と考えられる場合」と記載がありますが、バックアップとは要求水準28頁に記載のあるインターロックの回路の構築と運営事業者の提案を想定されているのでしょうか。	運営権者の提案を想定しています。
227	32	別紙4				24	リスク分担表 24動力費の変動	変動に基づく利用料金設定割合改定等について、改定に用いる指標、変動幅（%）が設定されることを要望します。改定手続案を実施方針の公表前に示していただけないでしょうか。	利用料金設定割合及びサービス対価の改定手続きについては、募集要項等の公表時に提示します。
228	32	別紙4				26	26 汚泥処理	リスク内容は「汚泥処分」と理解しますので、「汚泥処理」は「汚泥処分」が適正と考えます。	ご意見として承ります。
229								非公表希望	
230	32	別紙4				27	27 発生汚泥	汚泥量、品質の変化に伴う処分費用の増加については、「20 水質の変動」による場合も考えられますので、「定めた範囲を超える流入水質変動に伴う処分費用の増加」は貴町のリスク分担と考えます。	ご意見として承ります。
231	32	別紙4				27	27発生汚泥	要求水準における「想定流入水量並びに想定流入水質を逸脱しない範囲における」と追記いただくことを希望します。	ご意見として承ります。
232	32	別紙4				27	リスク分担表 27発生汚泥	水質同様、汚泥量、品質の変化が想定範囲外となる場合、範囲外の部分については貴町での負担を要望します。	ご意見として承ります。
233	32	別紙4				27	維持管理 27 発生汚泥	「品質」は高含水率による処分費用の増加と解釈しますが「汚泥量」は流入物性（SS, BOD）により増加するため、21項の水質変動と同様に範囲を定めたい。（固形物量の上限設定 リサイクル率もDS計算となっている）	ご意見として承ります。
234	32	別紙4				28	別紙4 リスク分担表 28 技術の陳腐化	「保守サービスの終了後」とはその時点を意味しているのでしょうか。	保守サービスの終了等により新技術の導入が必要となった時点を想定しています。
235	33	別紙4				30	別紙4_リスク分担表_30要求水準未達	「維持管理業務の内容が要求水準書に定める水準に達しない場合」とありますが、例えば想定を超える流入水質の変動によっては、運営権者の努力をもってしても放流水質を遵守できない可能性があります。そこで当該記載を、「運営権者の帰責により、維持管理業務の内容が要求水準書に定める水準に達しない場合」等に変更いただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
236	33	別紙4				40	別紙4_リスク分担表_40工事費の増大	標準工事請負契約のインフレスライド条項の運用規定を準用するとありますが、最新のPFI契約ガイドラインに基づき、物価変動をよりの確に反映し選定事業者の負担する物価変動リスクを減じるため、実施契約締結日を起点とするのではなく、入札公告日、提案書提出日等としていただきますようお願いいたします。	ご意見として承ります。
237	33	別紙4				42	別紙4 リスク分担表 42 附帯事業	民間事業者からの提案において、貴町の協力を得ないと実現できない条件を提示させて頂いた場合は、その条件が不成立または途中変更された場合は、運営権者の負担とならないようご配慮願います。	ご意見として承ります。

○葉山町下水道ウォーターPPP（処理場等施設コンセッション）事業 実施方針（案）等に対する意見及び回答

要求水準書（案）

No.	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
1	1	第1	2				事業の背景・目的	未普及地域について、運営期間に新設整備されるエリア・汚水量の見込みはあります。	現時点で、新規整備は予定していません。汚水量については、全体計画水量をご確認ください。
2	2	第1	3	(2)			対象施設の概要	表1.1対象施設の概要において、葉山中継ポンプ場の計画時間最大汚水量が10.21m ³ /分とある一方で、実施方針（案）20ページ表4.2では12.4m ³ /分とあります。正式な値をご教示いただけますでしょうか。	要求水準（案）が正です。
3	2	第1	3	(2)			対象施設の概要	表1.1対象施設の概要において、葉山中継ポンプ場の現有能力が10.0m ³ /分とある一方で、実施方針（案）20ページ表4.2では5.6m ³ /分とあります。正式な値をご教示いただけますでしょうか。	要求水準（案）が正です。
4	2	第1	3	(4)			表1.2 対象施設の工種区分等	圧送管の維持管理について土木の防食が対象となっております。ご想定の内容についてご教示願います。	可能な範囲で管内の水を抜き、圧送管の空気弁を取り外して、その開口部から、押しカメラ等を用いた圧送管内面の点検・調査を行い、その際に管内面における防食塗装の状態を確認することを想定しています。
5	2	第1	3	(4)			表1.2 対象施設の工種区分等	処理場・ポンプ場の維持管理の設計に×との記載があるが、これは「土木、建築、建築附属、機械、電気」の全ての工事において設計は行わないとの解釈で良いのでしょうか。	維持管理の中での設計はないという意味です。
6	2	第1	3	(4)			表1.2 対象施設の工種区分等	処理場・ポンプ場の改築業務における設計は、躯体の土木工事設計ならびに建築工事設計を含まないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	2	第1	3	(4)			表1.2 対象施設の工種区分等	マンホールポンプ設備の改築業務における設計は、躯体および防食の土木工事設計を含まないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	2	第1	3	(4)			対象工種等	「表1.2 対象施設の工種区分等」の圧送管について、対象業務は維持管理のみと考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	2	第1	3	(4)			対象工種等	調査と工事（土木（躯体、防食））の部分に○がついていますが、対象業務は維持管理のみで、工事はしないと考えてよいでしょうか。	処理場・ポンプ場の躯体はご理解のとおりです。処理場・ポンプ場の防食は工事も対象です。マンホールポンプ場はご理解のとおりです。
10	2	第1	3	(4)			対象工種等	調査について、現在の技術で調査可能な部分に限ると考えてよいでしょうか。調査不可能な部分は実施方針案p16第3の1の(2)に記載の「運営権者が当該瑕疵を発見することが困難であったと認められる場合に」該当すると考えます。	ご理解のとおりです。
11	2	第1	3	(4)			表 1.2 対象施設の工種区分等	躯体について圧送管の維持管理に○がついていますが、想定される維持管理内容についてご教示願います。	No.4の回答をご参照ください。
12	2	第1	3	(4)			対象工種等	×の対象外は、業務の対象外という意味か、もしくは、対象の業務の見込みがないという意味か確認お願い致します。後者の場合、運営期間中に状況が変わった場合、事業の対象となる場合があるのでしょうか。	業務の対象外と想定しています。
13	2	第1	3	(5)			事業範囲	「実施契約に委託禁止業務として定められた業務」については、実施契約書(案)に記され、公表されるとの解釈で良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	3	第1	3	(5)	②		附帯事業	要求水準書に、附帯事業における運営権者の実施義務を定める時期は、いつ頃を想定しておりますでしょうか。	契約協議時を想定しています。
15	3	第1	3	(5)	②		附帯事業	任意事業と同様に、事業期間中の提案は可能でしょうか。	可能です。
16	3	第1	3	(5)	②		附帯事業	「要求水準書に運営権者の実施義務を定めることとする。」とありますが、運営開始以降、既存に無い新たな処理工程を追加する場合は、当初締結した実施契約から運営権対象施設が要求水準書に追加されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17								非公表希望	
18	3	第1	3	(5)	②		附帯事業	附帯事業についても任意事業と同じく事業期間中に提案をさせてもらうことはできないのでしょうか。	No.15の回答をご参照ください。
19	4	第1	3	(5)	③		任意事業	多分野連携として町の用地及び施設を活用する事業又は受託事業を提案する場合、とは「多分野連携として町の用地及び施設を活用する事業」又は「受託事業」を提案する場合との解釈で良いのでしょうか。	多分野連携として町の用地及び施設を活用する「事業」又は「受託事業」です。
20	4	第1	3	(5)	③		任意事業	「町は協力する」とありますが、現時点でどのような協力が望めると提出者が認識して良いものなのか、ご教示いただけますでしょうか。	ご提案の内容により、協力可能な内容について協議することを想定しています。
21								非公表希望	
22	4	第1	4	(1)			表1.3 想定流入水量	想定流入水量が、募集要項公表時まで最新のものに変る可能性があるのか、お示しいただくことは可能でしょうか。	変更はありません。
23	4	第1	4	(1)			対象水量に関する事項	表1.4の水量と同様に、し尿の20年間の想定投入量の提示をお願いいたします。	現状、R22年：日平均104m ³ （希釈後）まで徐々に減少し、その後も減少を続ける見込みです。

No.	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
24	4	第1	4	(1)			対象水量に関する事項 表1.4 水量に関する流入基準	事業計画(R7)の葉山浄化センター日最大汚水量は10700m3/dではないでしょうか？	事業計画(R7)水量は11,700m3/dです。
25	5	第1	4	(2)			汚水処理に関する事項	表1.5の想定流入水質と同様に、し尿の流入水質基準の提示をお願いいたします。	下水道法施行令に準じ、BOD600mg/L、SS600mg/L以下になるように希釈するものとします。
26	5	第1	4	(2)			汚水処理に関する事項について	流入負荷が、現有能力で対応できる値を超過した場合は、罰則の対象とならないと考えてよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
27	5	第1	4	(2)			汚水処理に関する事項	表1.6放流水質に関する基準値のうち罰則(ペナルティ)がある場合、基準となるのは法令上等の制約にある基準値と考えてよろしいでしょうか。	ペナルティは想定していません。
28	5	第1	4	(2)			汚水処理に関する事項	最大流入値でも現状、放流水質に関する下水道事業の計画値を満足できているのでしょうか。	晴天日における最大流入値では計画値を満たすことができます。しかし、雨天日については、大幅に流入量が増える関係で処理することができずに計画値を超える場合があります。
29	5	第1	4	(2)			汚水処理に関する事項	表1.6放流水質に関する基準値において、大腸菌群数が記載されております。下水道法施行令の一部改正に伴い、令和7年4月1日時点で放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準が、大腸菌数に係る基準(1ミリリットルにつき800コロニー形成単位以下)に改正されます。これに伴い本事業においては、大腸菌群数ではなく、大腸菌数の契約基準が改めて示されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	5	第1	4	(2)			汚水処理に関する事項	表1.6放流水質に関する基準値は、別紙4(1)施設管理・水質管理のための分析・計測(2)法定水質試験のどちらにも適用されるのでしょうか。例えば、施設管理・水質管理のための分析・計測でBODが契約基準を満たしたとしても、法定水質試験でBODが契約基準を満たさなかった場合、要求水準違反となるのでしょうか。	両方に適応されます。
31	5	第1	4	(2)			汚水処理に関する事項	表1.6放流水質に関する基準値において、BOD、SS及び大腸菌群数の契約基準が月最大と記載されています。当該月に複数回の水質試験を実施した場合、これらの平均値ではなく、あくまで複数ある実測値のうちの最大値を契約基準の月最大と比較し、要求水準の遵守状況を判断する、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	5	第1	4	(2)			放流水質に関する基準値	「表1.6放流水質に関する基準値」について、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)の改正により、令和7年4月1日から施行されます。排水基準を定める省令第1条において定める排水基準のうち、別表第2に掲げる「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改め、同項目に係る許容限度を800CFU(コロニー形成単位)/mLに改めることになっています。今回の要求水準書の公開時には既に当該法令改正が施行されており、これを踏まえ修正しておくことをお勧めします。	No.29の回答をご参照ください。
33	5	第1	4	(2)			表1.6放流水質に関する基準値	表1.6に放流水質に関する基準値が示されていますが、貴町の現行の管理目標値をおし頂けるでしょうか。	貸与資料を開示しますので、貸与申込の上ご確認ください。
34	5	第1	4	(3)			汚泥処理に関する事項	文中では「下水汚泥リサイクル率100%の維持に努め」と記載されておりますが、表1.7では「100%の維持」が契約基準となっております。汚泥リサイクルについては、受入れ先の事業状況や条件などの運営権者がコントロールできない要因により要求水準を満たせなくなることも将来的には考えられます。文中の表現を優先し、契約基準ではなく目標基準として頂きペナルティからも除外して頂くことを希望します。	ご意見として承ります。
35	5	第1	4	(3)			汚泥処理に関する事項	「下水汚泥リサイクル率100%の維持に努め」とは、その状態が標準であるという解釈で良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	5	第1	4	(3)			汚泥処理に関する事項	現状の下水汚泥の場外搬出先についてご教示頂けますでしょうか。	貸与資料を開示しますので、貸与申込の上ご確認ください。
37	5	第1	4	(3)			表1.7 下水汚泥リサイクル率	計算式にある「下水汚泥が最終的にリサイクルされた量[t-DS]」とは、非有価であっても有効利用された量という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	5	第1	4	(3)			表1.7 下水汚泥リサイクル率	計算式にある「下水汚泥の重量[t-DS]」は脱水汚泥ホッパにおける重量という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	5	第1	4	(3)			表1.7 下水汚泥リサイクル率	リサイクル時の下水汚泥の状態により、計算式からリサイクル率100%を示すことは困難であると考えます。考え方を見直していただくことを要望します。	ご意見として承ります。
40	5	第1	4	(4)			敷地条件	都市計画公園内の敷地との記載であるが、敷地内に仮設以外の建築物を立てることは不可、または強い制限があるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	6	第1	4	(5)	①		騒音規制	維持管理において騒音規制の超過の有無や苦情の有無、過去の測定実績をご教示ください。	規制超過実績はありません。

No.	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
42	6	第1	4	(5)	②		振動規制	維持管理において振動規制の超過の有無や苦情の有無、過去の測定実績をご教示ください。	規制超過実績はありません。
43	8	第1	4	(5)	⑥		工事濁水に係る排水基準	「1.14 工事濁水に係る排水基準」について、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）の改正により、令和7年4月1日から施行されます。排水基準を定める省令第1条において定める排水基準のうち、別表第2に掲げる「大腸菌数」を「大腸菌数」に改め、同項目に係る許容限度を800CFU（コロニー形成単位）/mLに改めることになっています。今回の要求水準書の公開時には既に当該法令改正が施行されておりますので、これを踏まえ修正しておくことをお勧めします。	No.29の回答をご参照ください。
44	8	第1	4	(6)			下水道事業の温室効果ガスの削減	「第三次葉山町環境基本計画に準じた施策の実施をするものとする」との記載がありますが、計画実施を町が進行管理する機能等を、当該事業に持たせる可能性はありますか（要求水準未達におけるペナルティ等）。	運営権者による進行管理と町への報告を想定しています。ペナルティは想定していません。
45	8	第1	4	(6)			下水道事業の温室効果ガスの削減	「運営権者は、これに準じて町の目標値である2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロに向けた施策を実施するものとする。」とありますが過去5年間の温室効果ガス排出量の実績をご教示ください。	貸与資料を開示しますので、貸与申込の上ご確認ください。
46	8	第1	4	(6)			下水道事業の温室効果ガスの削減	「運営権者は、これに準じて町の目標値である2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロに向けた施策を実施するものとする。」とありますが、実質ゼロを達成できなかった場合はペナルティが発生しますでしょうか。早期に達成した場合はインセンティブが付与されることもありますでしょうか。	ペナルティは想定していません。
47	9	第2	1	(2)	③		委託禁止業務	委託禁止業務として、財務管理やセルフモニタリングが含まれています。財務管理において財務管理そのものを一括して委託するのではなく、会計事務等の実務を委託（会計事務所等）する場合、セルフモニタリングの運営権者側のセルフモニタリング組織として第三者機関にモニタリングを委託する場合は、再委託禁止業務に当たらないとの理解です。委託禁止業務でも委託可能なケースについて、本項への追記をご検討ください。	ご意見として承ります。
48	9	第2	1	(2)	③		委託等に関する事項	委託禁止業務として、法令等上委託が禁止されている業務及び以下に掲げる業務の記載がありますが、実施契約書（案）に記載される委託禁止業務は、現時点ではこれらだけであり、それ以上のものはないとの認識で良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	9	第2	1	(2)	③		委託等に関する事項	「統括管理者」とは、どのような立場の管理者となりますか。	業務を総合的に統括的に管理する立場の管理者です。
50	9	第2	1	(2)	③		委託等に関する事項	別紙1用語の定義において運営権者は代表企業・構成企業となっておりますが、再委託先を含め、どこまでを運営権者として考えればよろしいでしょうか。	応募企業、構成企業によるSPCが運営権者です。再委託先は含みません。
51	10	第2	2				運営事業計画に関する事項	「運営権者は、本事業の実施に当たって、表2.1に示す各事業計画を作成し、町と協議の上決定し、町に提出すること。」とありますが、町による各事業計画書の承認はないのでしょうか。	町と協議の上決定するため、承認はありません。
52	10	第2	2				運営事業計画に関する事項	「各事業計画書の内容に変更が生じた場合、運営権者は、町と協議の上、変更内容を決定し、変更後の各事業計画書を町に提出すること。」とありますが、変更後に町による各事業計画書の承認はないのでしょうか。	No.51の回答をご参照ください。
53	10	第2	2	(1)			全体事業計画書	実施契約締結後以降、全体事業計画書に関する協議までの期間は概ね3カ月と推測されます。この間に、計画書作成に関して、町から運営権者へ何らかの助言や情報提供の機会をいただくことは可能でしょうか。	可能です。
54	10	第2	2	(1)			全体事業計画書	実施契約締結後90日前に協議開始し、30日前までに町へ提出とありますが、60日間で調整・確定するのはタイトです。貴町への提出遅延時のペナルティはないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	10	第2	2	(2)			中期事業計画書	実施契約締結後以降、中期事業計画書に関する協議までの期間は概ね3カ月と推測されます。この間に、計画書作成に関して、町から運営権者へ何らかの助言や情報提供の機会をいただくことは可能でしょうか。	可能です。
56	11	第2	2	(3)			年間事業計画書	実施契約締結後以降、年間事業計画書に関する協議までの期間は概ね3カ月と推測されます。この間に、計画書作成に関して、町から運営権者へ何らかの助言や情報提供の機会をいただくことは可能でしょうか。	可能です。
57	11	第2	2	(3)			年間事業計画書	年間事業計画書には、環境対策及び地域貢献に関する計画等について記載することとありますが、技術管理に関する事項の計画も含まれるとの解釈で良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
58	11	第2	2	(3)			年間事業計画書	年間事業計画書の提出時期について、柔軟な対応をお願いいたします。	ご意見として承ります。
59	11	第2	2	(4)			事業計画書に対する報告書に関する事項	年間事業報告書の提出期限の記載(例:事業完了後〇〇以内)がありませんが、要求水準書では定めないと解釈が良いのでしょうか。	ご理解のとおりですが、優先交渉権者との協議の上適切な時期を設定することを想定しています。
60	11	第2	2	(4)			事業計画書に対する報告書に関する事項	月間事業報告書の提出期限の記載(例:事業完了後〇〇以内)がありませんが、要求水準書では定めないと解釈が良いのでしょうか。	No. 59の回答をご参照ください。
61	11	第2	3				利用料金の収受に関する事項	「使用料の徴収は県企業庁が実施している」との記載がありますが、使用料等ではないのでしょうか。	現時点で、使用料の徴収は県企業庁が実施しています。
62	11	第2	3				利用料金の収受に関する事項	公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例において規定される、利用料金設定割合の上限をお示しください。	詳細は、募集要項等の公表時に提示します。
63	11	第2	3				利用料金の収受に関する事項	使用料の徴収は県企業庁殿が実施とのことにて、運営権者が利用料金徴収業務を行うことはないという理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	11	第2	3				利用料金の収受に関する事項	利用料金設定割合及びサービス対価の合計額の上限額が要求水準書第2. 3にある「公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例」に別途指定される場合、将来追加される施設等の附帯事業は、サービス対価として支払われる予定でしょうか。	詳細は、募集要項等の公表時に提示します。
65	11	第2	3				利用料金の収受に関する事項	町が運営権者の収受する利用料金を代行収受後、実際に運営権者に利用料金が支払われるまでにどの程度の時間がかかるかご教示ください。	毎月25日(25日が土日祝日の場合は前の営業日)に県企業庁から町に振込があります。そこから2週間以内には運営権者に支払いを行うことが可能です。町の振込が金曜日指定のため、振込日の1週間前までに会計課に支払伝票を持ち込む必要があり、2週間をはかると想定しています。
66	11	第2	3				利用料金の収受に関する事項	利用料金の収受に関して、代行に関わる、運用権者の費用負担はありますか。	費用負担はあります。
67	11	第2	4				財務管理に関する事項	KPIとして管理の適正化を図ることとありますが、町自体がKPIの進捗を管理する機能等を、当該事業に持たせる可能性がありますでしょうか(要求水準未達におけるペナルティ等)。	運営権者による進捗管理と町への報告を想定しています。ペナルティは想定していません。
68	11	第2	4				財務管理に関する事項	「財務指標を選択し、KPIとして管理」について、具体的な財務指標をご教示いただけませんかでしょうか。	No. 67の回答をご参照ください。
69	11	第2	4				財務管理に関する事項	「財務指標を選択し、KPIとして管理」とありますが、仮にKPI未達時における制裁措置をご教示いただけませんかでしょうか。	No. 67の回答をご参照ください。
70	11	第2	4				財務管理に関する事項	KPIとして管理の適正化が図れていれば(債務超過でなければ)、改築費の多い特定の年度においてマイナス収支となっても問題ないという理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	12	第2	6				情報管理に関する事項	町の所有する「下水道台帳システム」の運用方式(クラウドサービスまたはオンプレミス)の種別を教えてください。可能でしょうか。	「下水道設備台帳システム」はクラウドサービスです。
72	12	第2	6				情報管理に関する事項	町の所有する「下水道台帳システム」のシステム運用・保守の委託費は、町が負担するとの解釈で良いのでしょうか。	システム運用・保守費用は運営権者の負担です。
73	12	第2	6				情報管理に関する事項	「新たに下水道設備台帳システムを構築して運用する場合」とありますが、新たな下水道設備台帳システムの提案が可能との認識でよろしいでしょうか。	可能です。
74	12	第2	6				情報管理に関する事項	町が所有する「下水道設備台帳システム」を継続使用する場合、維持管理費は貴町が負担するという理解でよろしいでしょうか。	No. 72の回答をご参照ください。
75	12	第2	6				情報管理に関する事項	「業務実施内容の的確性が説明できるデータ」とあるが、民間活力の特徴として、客観的に的確を確認しないまま実行する事項も数多くあり、「業務実施内容の詳細」「業務実施内容の根拠」等としてはどうでしょうか。	ご意見として承ります。
76	12	第2	7	(2)	②		災害、事故等の緊急時の対応	運営権者自らが予め作成するBCPは、全体事業計画書のような提出期限の記載がありません。また事業着手後〇〇日以内等の記載もないことから、特に取り決めはないとの解釈で良いのでしょうか。	本事業開始前には作成しご提出ください。
77	12	第2	7	(2)	②		災害、事故等の緊急時の対応	No21.を質問した視点を以て、町の業務継続計画(BCP)を、運営権者自らが予め作成するBCPへと反映させたいと考えております。町の業務継続計画(BCP)を、運営権者が確認が可能なのはいつ頃を想定しておりますでしょうか。	貸与資料を開示しますので、貸与申込の上ご確認ください。
78	12	第2	7	(2)	②		災害、事故等の緊急時の対応	運営権者のBCP作成においては、貴町公共下水道BCPを共有頂けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	12	第2	7	(2)	②		災害、事故等の緊急時の対応	運営権者によるBCP作成の期限がありましたらご教示ください。また、参考となりうるBCPを貴町で策定済みでしょうか。	前段、No. 76の回答をご参照ください。後段、策定済みです。
80	13	第2	7	(2)	④		想定外の危機事象への対応業務	再度確認として、「町が想定していない危機事象」なのか、「町が対応を想定していない危機事象」なのか、どちらでしょうか。	前者「町が想定していない危機事象」を想定しています。

No.	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
81	13	第2	7	(2)	④		想定外の危機事象への対応業務	対応にあたり費用が発生した場合は、別途町と協議が可能との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	13	第2	8				技術管理に関する事項	運営権者は、技術管理に関する基本方針を定めることや、実施計画を策定し、それらを各(全体/中期/年間)事業計画書に盛り込むということを、記載はないが実施するという解釈でよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	13	第2	10	(1)			地元企業	公益性の高い下水道事業において地元企業の活用を否定するものではありませんが、貴町の下水道事業に対して関与できる町内本社所在の企業は現在の程度でございますでしょうか。もし、数が少ないということであれば、提案評価対象から除外して頂くか評価点を過大にしない等のご検討をお願いします。	前段、下水道事業に関与できる町内本社所在の企業数は把握できておりませんが、義務事業において今まで活用実績はほとんどありませんが、発注機会や関与の増加、地元企業の育成、多分野連携での活用などに期待しています。後段、ご意見として承ります。
84	13	第2	10	(1)			地域経済に関する事項	「地元企業の利活用目標を自らが定め」とありますが、定性的な目標とするか、定量的な目標とするか等は、運営権者の判断でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	13	第2	10	(1)			地域経済に関する事項	「地元企業の利活用目標を自らが定め、年間事業計画書に盛り込む」とありますが、理念は理解できるものの、地元企業の技術力やコスト競争力が不足している場合、競争力のある事業運営が難しくなる可能性もありますので、目標の柔軟な見直しを要望します。	ご意見として承ります。
86	13	第2	10	(1)			地域経済に関する事項	現時点では、地域貢献について具体的な想定が立てられず、努力目標としてもらいたい。	ご意見として承ります。
87	14	第2	10	(2)	①		町民への情報公開	公開頻度と方法については、指定はありますか。現時点のお考えがあれば教えていただきたいです。	頻度等については、提案及び協議によると想定しています。情報公開に関するルールを運営権者が定めてご提案いただくことを想定しています。
88	14	第2	10	(2)	③		広報活動の実施	過去の地域住民等からの苦情、要望や、その対応を記した資料を閲覧することは可能でしょうか。	現状、特にまとめた資料はありません。
89	14	第2	10	(2)	③		苦情等への対応	苦情等への対応について、運営権設定範囲に限られると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	14	第2	11	(3)			事務室等の使用	SPCの登記場所とすることは可能でしょうか。	可能です。
91	14	第2	11	(3)			事務室等の使用	「町は、業務履行に必要な事務室、浴室、控室等は、事業期間中無償で貸与する」とありますが、所在地は葉山浄化センター管理汚泥棟でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	15	第3	1	(3)	④		その他維持管理	その他維持管理について、業務の参考にしたく、見学対応や植栽管理等の過去実績(年間の回数や費用)についてご教示ください。	詳細は、募集要項等の公表時に提示します。見学者対応は、No. 145をご参照ください。
93	16	第3	2	(2)	②		施設環境の保全に関する基準	施設環境の保全の参考とするため、現在ほどのような委託を行って美観を保っているのかご教示ください。	詳細は、募集要項等の公表時に提示します。
94	16	第3	2	(2)	④		安全衛生管理に関する基準	葉山浄化センターは、法令上、防火管理者の配置が必要な施設に該当しますでしょうか。	防火管理者の配置が必要です。
95	16	第3	2	(2)	⑤		温室効果ガス削減に関する基準	ここでいう温室効果ガス削減目標とは「運営権者は、第三次葉山町環境基本計画に準じて、町の目標である2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロに向けた施策を実施するものとする」を受けたものとの解釈で良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	17	第3	3	(1)			維持管理計画書	各事業計画書のような提出期限の記述がないが、協議とは提出期限も含めたものという解釈で良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。協議にて提出期限を調整することを想定しています。
97	17	第3	3	(2)			年間維持管理計画書	各事業計画書のような提出期限の記述がないが、協議とは提出期限も含めたものという解釈で良いのでしょうか。	No. 96の回答をご参照ください。
98	17	第3	3	(3)			月間維持管理計画書	各事業計画書のような提出期限の記述がないが、協議とは提出期限も含めたものという解釈で良いのでしょうか。	No. 96の回答をご参照ください。
99	17	第3	3	(1)(2)(3)			維持管理計画書等の提出期限について	維持管理計画書や年間維持管理計画書及び月間維持管理計画書の提出期限について記載がありません。各種事業計画書の提出については記載がありますので、同様に提出期限の記載が必要と考えます。要求水準書又は実施契約書への記載をご検討ください。	No. 96の回答をご参照ください。
100	18	第3	4	(1)			運転監視	町の合意に基づく運転変更等に起因する場合は、維持管理計画の内容に基づき、以下に掲げる事項を踏まえ業務を実施することの記載があります。町の合意に基づく運転変更とは、どのような事例を想定おきますでしょうか。	事業者から提案・要望があり運転変更を行うことが合理的であると判断される場合を想定しています。

No.	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
101	18	第3	4	(1)			運転監視	「町の合意に基づく運転変更等に起因する場合は、町が認める範囲において、この要求水準を適用しない。」とありますが、どのようなことを想定されていますでしょうか。	No.100の回答をご参照ください。
102	19	第3	4	(2)	②	ア	流入基準を満たさない悪質排水の流入等がある場合の対応	説明会で、し尿受け入れにより負荷変動が大きく処理がむずかしい旨のご説明がありました。し尿の受け入れによる負荷変動は、流入基準を満たさない悪質流入等として取り扱われる認識でよろしいでしょうか。それによるペナルティは発生しない認識でよろしいでしょうか。	前段、し尿の悪質排水の取り扱いについては協議によります。後段、ペナルティについてはご理解のとおりです。
103	19	第3	4	(2)	②	ア	流入基準を満たさない悪質排水の流入等がある場合の対応	維持管理における流入基準とは、水質に関しては表1.5、下水道事業計画年平均値のBOD195mg/l、SS215mg/lと考えてよろしいでしょうか。ただしいかなる場合も事業者は善良な管理者の義務を果たすものとします。	ご理解のとおりです。
104	19	第3	4	(2)	②	ア	流入基準を満たさない悪質排水の流入等がある場合の対応	P18（2行目）に”契約基準は事業者が測定した値で判断する”とありますが、流入基準の判断も同様と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	19	第3	4	(2)	②	ア	流入基準を満たさない悪質排水の流入等がある場合の対応	維持管理における流入基準とは、水量に関しては表1.4、下水道事業計画と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	19	第3	4	(2)	②	ア	流入基準を満たさない悪質排水の流入等がある場合の対応	悪質排水の流入等により放流水質基準未達の場合は運営権者は責を負わないとありますが、放流水質が正常値になるまで改善措置を実施した費用については、サービス対価にて協議し、調整するとの理解でよろしいでしょうか。	別途協議、調整することを想定しています。
107	19	第3	4	(2)	②	ア	流入基準を満たさない悪質排水の流入等がある場合の対応	「～運営権者は、町と協議の上、緊急の改善措置を実施すること。」とありますが、費用は町負担と考えてよろしいでしょうか。	緊急の改善措置の費用については、別途協議、調整することを想定しています。
108	19	第3	4	(2)	②	ア	流入基準を満たさない悪質排水の流入等がある場合の対応	実績としてはどのような悪質排水が過去にありましたでしょうか。	過去、悪質排水の実績はありません。
109	19	第3	4	(2)	②	イ	放流水質基準未達又は未達のおそれがある場合の対応	緊急改善措置を実施するなどの対応を講じることで、ペナルティ等は発生しないという理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
110	19	第3	4	(2)	②	イ	放流水質基準未達又は未達の恐れがある場合の対応	改善措置の効果の確認となる計量証明は、計量証明事業者によるものとの解釈で良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	19	第3	4	(2)	②	イ	放流水質基準未達又は未達の恐れがある場合の対応	改善措置の効果の確認となる計量証明が、軽量証明事業者によるものとする、放流水質が正常値になるまでの間の「効果及び改善状況の報告」は軽量証明に依らず、あくまで運営権者の口頭や文面によるものとの解釈で良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	19	第3	4	(2)	②	イ	放流水質基準未達または未達の恐れがある場合の対応	帰責が既存不適合であった場合、町の費用によって改善をしていただけたらと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、帰責の所在等については、町と運営権者が協議の上、決定することを想定しています。
113	19	第3	4	(2)	②	イ	放流水質基準未達または未達の恐れがある場合の対応	放流水質基準未達の場合には、緊急改善措置を実施することが定められていますが、原因が悪質排水にあった場合には、緊急改善措置をとることが困難な場合も想定されます。「原因が悪質排水の流入によるものであった場合には、町と協議の上対応する」というような条件を設定いただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
114	19	第3	4	(3)			電力	電力、ガス、水道、通信の契約者は貴町、使用者は事業者と記載されていますが、調達先は原則貴町が選定し、事業者は調達先の提案にとどまるとの理解でよろしいでしょうか。	調達先の選定は運営権者です。契約者は運営権者に変更します。
115	19	第3	4	(3)			調達管理	電力について「再生可能エネルギー由来電力の利用」「ガス、水道等もカーボンフットプリントを踏まえた調達を検討」とありますが、すでに指定する業者があるのでしょうか。	本町はすでに再生エネルギー由来電力の利用を行っておりますが、本事業で「指定」する予定はありません。

No.	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
116	19	第3	4	(3)			調達管理	カーボンフットプリントのライフサイクルの中で、当該事業のガス、水道等の調達が係るステージは「使用・維持管理」「廃棄・リサイクル」あたりではないかと考えます。「原材料調達」や「生産」といったステージで使用されるガスや水道にも配慮した調達方法及び生産方法を検討し、温室効果ガスの削減に努めること・・・の解釈に齟齬があるか、ご教示いただきたく存じます。	「原材料調達」や「生産」については、調達段階で、再生可能エネルギー由来等の電力を活用する等が該当します。
117	19	第3	4	(3)			調達管理	「維持管理に関わるユーティリティは、運営権者の裁量にて調達を行うこと」「電力については、再生可能エネルギー由来電力の利用を行い」とありますが、電力等ユーティリティの契約先の選定にあたり、町の承認を要さないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	19	第3	4	(3)			調達管理	電気、ガス、水道、通信は、契約会社や契約内容にかかわらず貴町が契約者となるという理解でよろしいでしょうか。	契約者は運営権者に変更します。
119	19	第3	4	(3)			調達管理	ユーティリティの調達が「事業者の裁量」となっているとしても、契約者が貴町であることによって、電力会社との変更手続きや契約条件の調整に町の間与・同意が必要となる場合、実務的に調達の自由度が制限される懸念がありますが、どのような運用を想定されているのかご教示ください。	契約者は運営権者に変更します。
120	19	第3	4	(3)			調達管理	調達する電力は再生可能エネルギー由来の電力に限られるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	19	第3	4	(3)			調達管理	「契約者は町とし」とありますが、これは契約の都度、町の承認が必要であることと同義であると考えます。そのようなルールであると、事業者の裁量が限定的になると考えられ、また、機動的な契約変更に一定の支障が生じると考えられます。契約者を町としなければならない理由をご教示ください。	下水道管理者としての責任から、契約者は町と設定していましたが、契約者は運営権者に変更します。
122	19	第3	4	(3)			調達管理	再生可能エネルギー由来電力の利用を行い、とあるが、現在の運営で利用しているものはありますか。	現在、再生可能エネルギー由来電力の利用を行っています。
123	19	第3	4	(4)			廃棄物管理	発生污泥等の下水道資源の有効利用実績をご教示ください。	貸与資料を開示しますので、貸与申込の上ご確認ください。
124	20	第3	4	(4)			廃棄物管理	污泥処分は現行の処分先との契約を事業者が継続できると考えてよいでしょうか？	ご理解のとおりです。
125	20	第3	4	(4)			廃棄物管理	運転操作方法の設定において、運営権者の提案内容によっては濃縮污泥の高濃度化、脱水の高効率化が省エネルギー化につながることから、「濃縮污泥の高濃度化、脱水の高効率化」の一文については削除いただくことを要望します。	ご意見として承ります。
126	20	第3	5	(1)			保守点検	污泥脱水機のろ布の交換について「(町の指示又は事業者の判断により行う)」とありますが、町の指示となる判断基準はあるのでしょうか。	現在までの維持管理委託では「町の指示」も含めていましたが、「町の指示」は削除します。
127	20	第3	5	(1)			保守点検	污泥脱水機のろ布の交換について、貴町の指示での交換は本事業の柔軟性を妨げるものと思料しますので削除いただくことを要望します。	No. 126の回答をご参照ください。
128	20	第3	5	(1)			保守点検	町の指示とありますが、事業者の判断に委ねられない指示事項はあるのでしょうか。	No. 126の回答をご参照ください。
129	21	第3	5	(1)			自家用電気工作物の保安管理	自家用電気工作物の保安管理について、運営権者は電気事業法上の「みなし設置者」、「設置者」の何れでしょうか。ご教示ください。運営権者の電気事業法上の立場（「みなし設置者」、「設置者」）については、責任の所在を明らかにする上で、要求水準書又は実施契約書に記載する必要がありますので、ご検討ください。	前段、「みなし設置者」に該当します。後段、ご意見として承ります。
130	21	第3	5	(2)			修繕	「事前に修繕内容、修繕金額を町に提出し、確認を得ることとする」とありますが、運営権者が確認を得なければならない機会(各月や随時など)は、内容や金額の大小により違うものなのか、教えていただきたく存じます。	内容や金額の大小により差異はありません。No. 132の回答もご参照ください。
131	21	第3	5	(2)			修繕	「事前に修繕内容、修繕金額を町に提出し確認を得るものとする。」とありますが、そこでご指示や助力をいただくことは可能でしょうか。	可能です。No. 132の回答もご参照ください。
132	21	第3	5	(2)			修繕	修繕の実施に当たっては「事前に修繕内容、修繕金額を町に提出し、確認を得るものとする」とありますが、都度、事前の確認を必要とすることは、事業者の裁量を限定的にするだけでなく、性能発注を阻害すること、官民連携による負荷軽減を阻害することになりかねないと考えられます。少なくとも「事後速やかに報告」とする等、機動的かつ事業者の裁量を最大化するルールに変更いただきたくをご検討ください。	事前の確認は見直し、運用方法等検討します。

No.	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
133	21	第3	5	(2)			修繕	修繕について、事前に修繕内容、修繕金額を町に提出し、確認を得るものとする、とあるが、修繕については、着手しながら修繕内容や修繕金額を確定させていく方法も考えられるため、削除を検討いただけないか。もしくは、修繕内容のみの確認、又は、修繕内容と概算金額の確認、等としていただけないか。	No. 132の回答をご参照ください
134	21	第3	5	(2)			修繕	「緊急を要する場合はこの限りではない」とありますが、緊急か否かの判断は事業者による判断でよろしいでしょうか。また、判断基準をご教示願います。	事業者による判断に委ねる想定です。
135	21	第3	5	(2)			修繕	緊急時の対応として顧客予備品を使用する事は可能でしょうか。使用可能な場合、使用許可は事前申請が必要でしょうか。(休日・夜間等可能か)	可能です。詳細については、別途協議によるものとします。
136	21	第3	5	(2)			修繕	修繕に使用する部品等は、仕様変更による性能低下とならないよう実施すること、とあるが、部品等が入手困難、もしくは、安価のため性能低下した部品を採用すべき場合も考えられるため、削除を検討いただけないか。もしくは、必要な機能を満たすものを採用すること、としていただけないか。	ご意見として承ります。
137	21	第3	5	(2)			修繕	「故障、不良、破損の状況が事業者では対応できない場合」とは、物理的な状況だけでなく、復旧費用が想定範囲を超える場合も含まれる、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
138	21	第3	5	(2)			修繕	「施設の原状回復」の定義が分かりづらいので、「施設機能確認で双方合意した内容」に限ることを要望します。	ご意見として承ります。
139	21	第3	5	(2)			修繕	“事業終了時における施設の原状回復”についての現状とは、当該機器が20年の経年劣化を見込んだ状態との理解でよろしいでしょうか。	改築の対象でない場合は、ご理解のとおりです。
140	21	第3	5	(2)			修繕	“事業終了時における施設の原状回復の為の修繕”とありますが、原状回復はどのレベルまでの回復を想定されているのでしょうか。	施設の機能が適切に発揮できるレベルを想定しています。
141	22	第3	5	(3)			調査	「健全度調査要領及び評価基準」とありますが、開示はいつ頃を予定しておりますでしょうか。	貸と資料を開示しますので、貸と申込の上ご確認ください。
142	22	第3	5	(3)			調査	「健全度調査要領及び評価基準」の開示時期はいつになりますでしょうか。	No. 141の回答をご確認ください。
143	22	第3	5	(3)			調査	「ストックマネジメントの点検・調査計画の策定支援」の“支援”について具体的な内容をお示しください。ストックマネジメントの最終とりまとめは市側業務との理解でよろしいでしょうか。	前段、実施方針(案)別紙2をご確認ください。後段、最終とりまとめは町側業務として想定しています。
144	23	第3	6	(2)	①		一般廃棄物の処理	排出事業者責任として、委託した場合の最終処分までの注意義務があることから、発生した沈砂の処分(処分先は運営権者による)を行うことは、不適切であると考えておりますが、どのようにお考えでしょうか。	沈砂については、産業廃棄物として運搬・処分しているため、修正します。
145	23	第3	6	(3)	①		見学者対応	社会科見学の受け入れなど、想定される回数と人数をご教示ください。	○町民見学会 令和6年度 開催回数：全4回 参加者：232名 令和7年度 開催回数：5回(5/17, 6/14, 7/12, 8/23, 9/6) 予定 ○町内小学校4年生の社会科見学 令和6年度 町内小学校4校のうち2校に実施 令和7年度 未定 ○他自治体等の見学会 令和6年度 月1回程度 令和7年度 月1回程度を想定
146	23	第3	6	(3)	①		見学者対応	実施する時期と回数、また内容についてご要望があれば教えてください。	前段、No. 145の回答をご確認下さい。 現在実施している見学会の内容としては、下水道を知る・見る・考えるのフェーズにわけ、葉山町下水道事業の現状や浄化センターの特徴を説明し、その後施設見学を実施し、最後にアンケートを行っています。内容については、これでなければいけないというものではありません。
147	23	第3	6	(3)	①		見学者対応	見学者受け入れの補助業務とは具体的にどのような業務でしょうか。	社会科見学等の受け入れの際の事前の清掃、施設の説明対応等を想定しています。
148	23	第3	6	(3)			そのほか	追記事項の確認として、建物管理としての保守や清掃業務(例：空調設備保守点検や飲料水用受水槽点検清掃業務など)の記載がないことから、それらは存在しないという解釈でよろしいのでしょうか。	建築設備の管理はP20の第3.5(1)の保守点検の内容に含まれます。
149	24	第4	1	(2)	①		改築体制の構築	監督員に求められる資格は具体的にありませうでしょうか。	業務に必要な資格者を配置してください。
150	24	第4	1	(2)	①		改築体制の構築	配置する監督員は、非常駐で非専任でも問題ないでしょうか。	常駐、専任が希望ですが、ご提案に委ねます。

No.	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
151	24	第4	1	(2)	①		改築体制の構築	配置する監督員の参考とするため、葉山町の現在の監督員の体制をご教示ください。	下水道課職員のうち2名が他業務と兼務で対応しています。
152	24	第4	1	(2)	①		改築体制の構築	地元企業の定義をご教示ください。また町側から地元企業のご紹介は可能でしょうか。	地元企業とは、葉山町に本社がある企業です。事業開始後、できるだけご協力します。
153	24	第4	1	(2)	②		従業者が有するべき資格	改築を実施するにあたり必要な有資格者はSPC（建設業許可無）から発注した企業にて配置することでよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
154	24	第4	1	(3)	⑤		会計実地検査等	主たる受検者は町で事業者はこれを補助するとの理解でよろしいでしょうか。（30ページ7（2））	ご理解のとおりです。
155	24	第4	1	(3)	⑤		その他関連事項	「その他関連事項として以下のものがあり、それらの業務内容についてはp30・7 その他関連事項に記載する。」を追記してはいかがでしょうか。	ご意見として承ります。
156	25	第4	2	(1)			対象施設の処理能力	改築における流入基準は表1-5、下水道事業計画年平均値BOD195mg/l、SS215mg/lと考えてよいでしょうか？水量は事業計画R7の日最大と考えてよいでしょうか？	ご理解のとおりです。
157	25	第4	2	(2)	③		対象設備の性能	「以下に登録されている新規性・信頼性・有効性を有する新技術とともに」とあるが、以下にと称されるものは、何か教えていただきたい存じます。	以下を追記します。 ・B-DASH（国土交通省） ・新技術I類（日本下水道事業団） ・日本下水道新技術機構審査証明技術（日本下水道新技術機構） ・NETIS（国土交通省）
158	25	第4	2	(2)	③		対象設備の性能	新技術等の採用に当たって、「以下に登録されている新規性・信頼性・有効性を有する新技術」における「以下に」の内容についてご提示いただくことを要望します。	No.157の回答をご参照ください。
159	25	第4	2	(2)	③		新技術の採用に当たっては、以下に登録されている	「新技術の採用に当たっては、以下に登録されている」の「以下に登録」とは何を指すのでしょうか。	No.157の回答をご参照ください。
160	25	第4	2	(2)	③		対象設備の性能	改築対象設備の設計又は選定は「下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）を原則準拠する」とあります。一方「民間企業の新技術を積極的に活用することで効率化を図る」ともあります。これは能力や材質・構造が当該指針と同等であると判断されれば、民間独自の設備仕様で改築が可能と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
161	25	第4	2	(2)	⑧		既存躯体構造の保全	構造計算書の公表をお願いいたします。	募集要項等の公表時に提示します。
162	25	第4	2	(2)	⑧		存躯体構造の保全	構造計算の実施等により安全性を確認すること、とあるが、躯体建設時の耐荷重設定を用いて設計することができないという意味でしょうか。	躯体建設時の耐荷重を超過する場合は構造計算等による確認が必要と想定しています。
163	26	第4	2	(2)	⑩		対象設備の性能	「更新を実施した改築対象設備については、更新実施時点から数えて標準耐用年数以上使用すること」とあります。更新実施時点からとは、更新を始めてからなのか、更新が終わってからなのか、どちらを指すのでしょうか。	更新が終わった年度末からです。
164	26	第4	3	(1)			ストックマネジメント修繕・改築計画策定支援	「また、別添のストックマネジメント計画についても、改築計画策定の参考とすること。」との記載があることから、ストックマネジメント計画は、R7年10月（予定）の募集要項等公表時に示されるとの解釈で良いのでしょうか。	貸与資料を開示しますので、貸与申込の上ご確認ください。
165	26	第4	3	(1)	カ		ストックマネジメント修繕・改築計画策定支援	改築について提案内容から変更がある場合は、「当該記載内容と同等以上の性能」とありますが、実績の水量が提案時の想定より低く増加の見込みがない場合、スケールダウンは認められるのでしょうか。	認められます。詳細については、協議によります。
166	26	第4	3	(1)	キ		ストックマネジメント修繕・改築計画策定支援	「事業・全体計画現況を踏まえた」とありますが、実績が事業計画・全体計画と乖離する場合は、実績に基づいた設計との理解でよろしいでしょうか。	基本的には事業計画・全体計画が緒元となりますが、別途協議によります。
167	27	第4	4	(2)	①		設計に関する一般的事項	葉山町公共下水道事業変更事業計画書及び全体計画について、縦覧等の機会をお考えであれば、お示しいただくことは可能でしょうか。	貸与資料を開示しますので、貸与申込の上ご確認ください。
168	27	第4	4	(2)	①		設計に関する一般的事項	事業提案にあたり、「葉山町公共下水道事業変更事業計画書および全体計画」を共有いただくことを要望します。	No.167の回答をご参照ください。
169	27	第4	4	(2)	②		技術提案及び契約金額の遵守	物価変動による事業費の変更は、事業契約書において対象費目、変動指標、変動幅、基準年度を規定いただくことを要望します。	ご意見として承ります。

No.	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
170	27	第4	4	(2)	②		技術提案及び契約金額の遵守	「技術提案及び実施契約書に定める改築に係る費用の金額を遵守し設計すること。予見できなかった事象や現場条件の変更に起因する理由、物価変動等による理由以外は、事業費の増額変更は行わない。」とありますが、提案時の金額の固定化は、提案時に20年の改築内容と金額を約束するものであり、DB0とは異なり、既存施設を引き継いで運営していく立場から現実的ではないと考えられます。また、更新と維持管理の一体マネジメントの主旨である「維持管理を踏まえた更新」とすることの主旨に反するものと考えられることから、少なくとも期中のストックマネジメント計画に従い見直せるようなルールとしていただけませんか。そうでなければストックマネジメント計画を策定する意義すら失われ兼ねないと考えます。	改築に係る費用総額の変更は、要求水準書に記載する内容以外想定していません。各年次の計画や具体的内容は、ストックマネジメント計画にて、その必要性を整理し見直すことを想定しています。
171	27	第4	4	(2)	②		技術提案及び契約金額の遵守	「技術提案及び実施契約書に定める改築に係る費用の金額を遵守し設計すること。予見できなかった事象や現場条件の変更に起因する理由、物価変動等による理由以外は、事業費の増額変更は行わない。」とありますが、交付額が要望額から異なり提案時から計画の見直しを強いられる場合は、増額変更の協議対象になる、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
172	27	第4	4	(2)	②		技術提案及び契約金額の遵守	「技術提案及び実施契約書に定める改築に係る費用の金額を遵守し設計すること。予見できなかった事象や現場条件の変更に起因する理由、物価変動等による理由以外は、事業費の増額変更は行わない。」とありますが、遵守する金額とは、改築項目ごとや年度ごとの改築に係る費用ではなく、事業期間を通じた改築に係る費用という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
173	27	第4	4	(2)	②		技術提案及び契約金額の遵守	「技術提案及び実施契約書に定める改築に係る費用の金額を遵守し設計すること。予見できなかった事象や現場条件の変更に起因する理由、物価変動等による理由以外は、事業費の増額変更は行わない。」とありますが、維持管理による機器の状態に応じて改築計画は提案時から見直されるものと認識しております。その場合は計画見直しに応じて増額変更の協議対象になる、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
174	28	第4	4	(3)			積算	設計図書として「官積算」と「請負代金内訳書」の2種類の積算図書の作成が求められていると読み取れますが、設計後に構成企業以外に工事を発注する場合には、工事請負者が決定していない設計時点で作成することは実質的に困難と考えられます。 本事業においては、工事発注先は構成員（もしくは公募時に全ての発注先を決定）とし、事前に金額と内容を確認しておくことを求めているということでしょうか。	「請負代金内訳書」の提出時期は指定しておりませんので、事前に金額と内容を確認しておくことは求めています。
175	28	第4	4	(3)	②		請負代金内訳書	「総価契約単価合意方式にて合意を得た単価」とありますが、総価契約単価合意方式の内容をご教示願います。	総価契約単価合意方式は適用しませんので、「総価契約単価合意方式にて合意を得た単価をもとに、」は削除します。
176	28	第4	4	(3)	②		請負代金内訳書	少し理解が難しく、「請負代金内訳書において総額が官積算より高い場合は、内容について町の承認を受けること。各単価のうち、官積算より高い場合のものについては必要に応じて詳細を記した理由書を添付すること。」とするのはいかがでしょうか。	ご意見として承ります。
177	28	第4	4	(3)	②		総価契約単価合意方式における単価の適用について	総価契約単価合意方式の目的は、「工事請負契約において、請負代金の変更（設計変更）や部分支払い額を算出する単価を予め合意しておくことで、設計変更や部分支払いに伴う協議を円滑に進めること」と理解しています。本文では、「総価契約単価合意方式にて合意を得た単価をもとに、下水道用設計標準歩掛表に準じた積算体系にて請負契約毎に積算を行い」と記載されております。この「積算」は設計変更時または部分支払い時に行う積算を指しているものと理解しております。この理解で相違はないでしょうか。	No. 175の回答をご参照ください。
178	28	第4	4	(3)	③		施工計画書の確認について	本文に「施工計画書を作成し町に確認すること」との記載がございます。ここで使われている「確認」には貴町の「承諾」を得ることも含んでいるのでしょうか。もし、承諾の意味も含まれているならば応募者によって解釈が分かれないうよう、「確認」を「承諾」にすることを提案いたします。	「報告」に変更します。
179	28	第4	5				工事に関する事項	工事変更に関する規定を記載してはいかがでしょうか。	ご意見として承ります。

No.	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
180	30	第4	7	(3)			工事実績データ	SPCがCORINSへ発注機関登録をする必要があるということによろしいでしょうか。また、その費用は予定価格に含まれるという理解でよろしいでしょうか。当年度はSPC設立から登録に時間がかかり、登録自体に遅れが生じる場合もありますのでご承知おきください。	SPCの発注機関登録は想定していません。PFI工事の登録を想定しています。
181	30	第4	7	(4)			その他	「運営権者は、その他、処理場・ポンプ場の改築にあたり、以下に掲げる事項を考慮し、適切な対応を行うこと。」とあります。運営権者は、運営権者と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
182	32	第5					附帯事業に関する要求事項	附帯事業に関する実施義務が要求水準書に定められるとあるが、優先交渉権者決定後のいつ頃を予定しておりますでしょうか。	契約締結までの間に協議にて決定することを想定しています。
183	33	第6					任意事業に関する要求事項	多分野連携として町の用地及び施設を活用する事業又は受託事業を提案する場合、とは「多分野連携として町の用地及び施設を活用する事業」又は「受託事業」を提案する場合との解釈で良いのでしょうか。	多分野連携として町の用地及び施設を活用する「事業」又は「受託事業」です。
184	33	第6					任意事業に関する要求事項	「町の用地及び施設を活用する事業」を想定されていますが、活用可能な用地及び施設の候補を公表されるご予定はございますでしょうか。	公表予定はありません。
185	33	第6					任意事業に関する要求事項	提案した任意事業が市況の変化により達成されない際はペナルティが課されますでしょうか。	ペナルティーは想定していません。
186	34	第7	1				施設機能確認	「契約終了時に関する施設機能確認」については記載がありますが、「事業開始時に関する施設機能確認」については記載がありません。運営権者が貴町から引き継ぐ対象施設の施設機能の状態は重要な要素で、貴町の契約不適合も想定されることから、公平性の観点から「事業開始時に関する施設機能確認」について記載が必要と考えますので、要求水準書又は実施契約への記載をご検討ください。	ご意見として承ります。
187	34	第7	1				施設機能確認	こちらには契約不適合請求の詳細(追完請求及び代金減額請求としての損害賠償請求)が記されているが、実施方針P16第3章1節(2)項「施設の瑕疵及び契約不適合に関する責任」には付されておられません。よって実施方針にもその旨を若干記載することを望みます。	ご意見として承ります。
188	34	第7	1				施設機能確認	施設全体について、2年間の契約不適合責任は長期にすぎると思料します。改築対象施設は引渡しより2年間、運営権設定対象施設及び譲渡対象資産については、現状の維持管理契約と同様、事業終了時より1年間(受注者の責めに帰すべき事由によらない場合を除く。)として頂きたいと存じます。	ご意見として承ります。
189	34	第7	1				施設機能確認における大規模修繕の程度について	「事業期間終了後2年以内は改築等を伴う大規模修繕を要することのない状態」の記載がありますが、この「大規模修繕を要することのない状態」の程度を定量的に示す方が応募者によって解釈が分かれぬものと考えます。例えば、国土交通省発行の『下水道施設のストックマネジメント実施要領(案)』で示されている5段階の健全度の評価体系を用いて、「健全度3以上を確保すること。」等の表記にして頂くことで解釈が分かれることは解消できるものと考えます。	ご意見として承ります。
190	34	第7	1				施設機能確認について	本文に記載されている「相当期間の経過後」とは、具体的にどの程度の期間を想定されているのかご教示願います。	2年程度を想定しています
191	34	第7	3				その他	自らが締結している契約、認可等について、次期事業者が継承を希望しない場合、破棄および原状回復による撤去は行われるのでしょうか。その場合、撤去判断は事業運営者でよろしいでしょうか。	運営権者と町の協議により判断・決定することを想定します。
192	36	別紙2					別紙2 施設概要	「葉山浄化センターの主要な施設」表中に生物膜ろ過が休止とありますが、町都合で休止となるため、維持管理および改築において、放流水質基準の緩和をお願いいたします。高度処理が無い場合、BODは最低でも10mg/l以上の値となると考えられます。9.5mg/lを目標値とすることは可能と考えます。	ご意見として承ります。
193	37	別紙2					その他 要求水準書別紙2	し尿受入施設、およびその処理に係る費用は運営権対象となるのでしょうか。運営権者が収受する利用料金は下水処理を対象にしたものであり、この費用は含まれていないという認識です。処理場の一体的運営を行うために、これを含めるのであればし尿処理施設の改築、処理に係る費用を明確にし、その費用の見直しのルール(規定)を設けていただきたいと思います。	前段、運営権設定対象施設に含めないことを想定しています。一体的運営のため維持管理費は含めています。改築費は町負担を想定しています。
194	37	別紙2					図 葉山浄化センターのシステム概要	水処理のフローにおいて酸素発生装置と生物ろ過の設備は(休止)とありますが、処理方式が標準活性汚泥法に変更されたということで撤去は可能でしょうか。	撤去自体は可能です。

No.	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
195	42	別紙4					水質分析及び環境測定の実施状況	別紙4に示されている実施頻度は現在行っている水質検査と理解しております。運営開始後については、p183(2)に示す各種検査の要件を満たしている前提であれば、水質分析項目や頻度は運営権者の裁量で判断してもよい、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
196	42	別紙4	1	(1)			表 別紙4-1 葉山浄化センター各点の水質データ計測頻度	平日実施の内容をご教示ください。	詳細は、募集要項等の公表時に提示します。
197	43	別紙4	1	(2)			表 別紙4-2 流入水、放流水水質データ(有害物質)	要求水準書5ページ表1.6に記載の放流水質に関する基準値に加えて、別紙4-2に記載の水質汚濁防止法に定める有害物質の排水基準を当然に遵守する義務を運営権者が負う、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
198	44	別紙4	1	(2)			表 別紙4-3 流入水、放流水水質データ(生活環境項目)	要求水準書5ページ表1.6に記載の放流水質に関する基準値に加えて、別紙4-3に記載の水質汚濁防止法に定める生活環境項目の排水基準を当然に遵守する義務を運営権者が負う、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
199	44	別紙4	1	(2)			表 別紙4-3 流入水、放流水水質データ(生活環境項目)	生物学的酸素要求量など4か所×2に「※」がありますが、注釈が見当たりません。注釈があるのであれば追記をお願いします。	内容は下記のとおりです。 ※ 水濁法ではBODは河川放流に、CODは海域放流に適用され、条例ではBOD及びCODともに全ての水域に適用される。全窒素及び全りんは、東京湾及び流入河川放流に適用される。
200	44	別紙4	1	(2)			表 別紙4-3 流入水、放流水水質データ(生活環境項目)	生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素及び全りに付随する※の数値は、水質汚濁防止法第3条第3項に基づく、上乘せ条例による排水基準であり、日間平均でなく月最大値であると理解してよろしいでしょうか。別の根拠法令等に基づくものでしたらご教示願います。	ご理解のとおりです。
201	46	別紙4	4				臭気	回数：年1回～4回と記載されています。過去実績(測定地点・頻度・方法等)をお示しください。	詳細は、募集要項等の公表時に提示します。
202							要求水準書全般	定期的な要水準書等の契約内容の変更を協議できる場を設けるのはいかがでしょうか。	ご意見として承ります。